

重要事務事業調整 説明資料

(第 1 回 配付資料)

第一小委員会

庄内南部地区合併協議会

目 次

部会名	分科会名	管理番号	事務事業名	ページ	備 考
総務 (20)	庶務・人事・選管 (6)	011-003	市民歌	1	
		011-004	市の木、市の花	2	
		011-005	都市宣言	4	
		011-044	名誉市民顕彰	6	
		011-045	市政功労表彰	8	
		011-052	姉妹都市等交流	11	
	企画 (14)	012-001	広報紙発行(取材・編集)		後日配付します。
		012-007	市長と語る会		後日配付します。
		012-018	(新市)総合計画策定	14	
		012-019	総合計画審議会	15	
		012-043	バス路線維持費補助		後日配付します。
		012-044	単独バス運行		後日配付します。
		012-058	地域情報化施設管理運営	17	
		012-059	情報基盤格差の是正	19	
		012-060	地域情報化推進(情報化計画の策定)	22	
		012-060	地域情報化推進(I T 講習等の開催)	22	
		012-062	ふるさと会		後日配付します。
		012-063	交流事業		後日配付します。
		012-069	環日本海交流(日中)		後日配付します。
		012-071	姉妹都市等交流		後日配付します。
商工 (6)		050-006	独自の企業立地助成制度	23	
		050-022	金融対策事業	25	
		050-024	商工会補助	29	
		050-027	勤労者融資事業	30	
		050-032	雇用対策事業	31	
		050-034	新規学卒者就職支援	32	
観光 (3)		060-002	観光振興事業	33	
		060-045	観光キャンペーン事業	38	
		060-070	鶴岡観光協会等	39	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務	分科会名	庶務人事選管	大項目	市町村の概要	中項目	市町村勢の概要	小項目	慣行	細項目	市町村章、花木、 宣言	
管理番号	011-003-			合併協定項目							ランク	
課題・問題点				調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	鶴岡市民歌	ふじしま音頭	町民歌	櫛引音頭	三川音頭	朝日音頭	町民歌・町イメージソング	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 1. 2. 合併後検討機関を設け検討する。 3. 地区の歌として残す。
根拠法令等	鶴岡市制定 (昭和31年)		羽黒町制定 (昭和59年)	櫛引町制定			温海町制定(平成3年)	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	鶴岡市民歌 昭和31年11月鶴岡市制定 作詞 北川冬彦 作曲 中田喜直 1 金峰山に 内川のながれ なつかしい あつい民情 い こいの城址 赤川堤の さく ら並樹に まばゆい春の日 われらは なごむ おお うつくしい鶴岡市よ 2 出羽の山脈 遠くから水 はうるおして 稲穂がな びく 庄内平野 工場そ ろい 煙はたかく 港も にぎわい ころろは ひらく おお すばらし い鶴岡市よ 3 日本海の 荒波のように おしよせる 世界文化の 潮にさおさし 歴史の錆 は めぐい去りつつ 力 を合せてわれらは すす む おおめざましい鶴岡 市よ	ふじしま音頭 平成12年度作成 1 春が来たよとそよ風まね く 花は咲いたか 藤の 花 寄って行かんせ 紫 の街道 夢が 夢がふく らむ 藤ロード ソレ ドドント ドドン ト よいところ ここは 藤島 よいところ 藤の 里 2 月はまん丸 お祭り広場 粹なあの娘が 音頭とる 手拍子そろえて ふじし ま音頭 踊る 踊る笑顔 に 獅子も舞う ソレ ドドント ドドン ト よいところ ここは 藤島 よいところ 藤の 里 3 北は鳥海 南は月山 おら が自慢の 米どころ 今年 しゃ豊年 ぼっぼで憩えば 温泉の 温泉の中にも 花が咲く ソレ ドドント ドドン ト よいところ ここは 藤島 よいところ 米の 里	羽黒民歌 昭和59年11月羽黒町制定 作詞 山田雄介 作曲 佐藤敏直 1 山青くひろがる裾野 水清く 沃野はみどり 産み出づる ものみな ゆたか ここがふるさと と ここがふるさと その名 きよらな わ が羽黒 2 出羽の地に 霊地ひら きし そのかみの 心 うけつぎ 育ちゆく 文化は高し ここがふ るさと ここがふるさと その名 ゆかしき わが羽黒 3 あたらしき 世紀を迎 え 手をつなぎ 心を あわせ 生き活きと 若さみなぎる ここが ふるさと ここがふる さと その名 けだか き わが羽黒	櫛引音頭 A面 出羽の櫛引 お米の出どこ 味も チョイ チョイ 香りも 国自慢 ハーヤッショマカシ ョ シャン シャン シャン 櫛をひくように 車が続く 花の 山形 東京へ 並ぶ畜舎に 朝日が昇る 豚子 牛子で 町繁昌 あねちゃ居ねかと ハウス を見れば 花にかこまれ 笑い顔 金峰おろしに 色よく みの る りんご ぶどうに さく らんば 嫁をとるなら 櫛引娘 乙 女 ぶりよく 気もやさし B面 相模で名高い 柏戸関は わしが櫛引 生みの里 町で自慢の 色の柿は 色も 甘味も 日本一 昔青葉の 丸岡城址 今も 眠るか 清正公 豆腐まつりで 一夜が明け て 雪を かきわけ 宮参り 南団地で のびゆく町よ 工場通いも にぎやかに 年に一度の 体育祭 老い も 若きも 笠踊り	三川音頭 昭和53年レコード発表 作詞 高橋甚九郎 作曲 大隈隆二 歌詞 一略一	朝日音頭 昭和55年11月 発表 作詞 渡部紀久治 作曲 市川昭介 1. ハァー 湯殿 月山 羽黒に かけたヨー 朝日おばこの 願いはひとつ 愛が いつま で 月の山 ソレ 朝日よい とこ 人情の里よ おどる ころろも 輪もまるい 輪も まるい 2. ハァー ながれ 梵字と 大 鳥川がヨー 逢うて 落合う 白鳥のダムよ 米の 庄内 水の源 ソレ 朝日よいとこ 人情の里よ おどる ころ ろも 輪もまるい 輪もまるい 3. ハァー 峠 つらぬく トン ネル抜けてヨー ゆけばたの しい 六十里越え 木の葉が くれの 石地蔵 ソレ朝日よ いとこ 人情の里よ おどる ころろも 輪もまるい 輪も まるい 4. ハァー ほんにたきたろ 棲 みつく池かヨー 昔ながらの ロマンを秘めて緋鯉乙女が 釣りに来る ソレ朝日よいと こ 人情の里よ おどる こ ころも 輪もまるい 輪もま るい 5. ハァー 摩耶の 岩場に 爪 たてながらヨー 男 意地で も あの峰に立ち 夢を ひ ろげろ 朝日村 ソレ朝日よ いとこ 人情の里よ おどる ころろも 輪もまるい 輪も まるい	温海町民歌「未来を担う郷 土愛」 平成3年3月制定 作詞 佐藤義郎 作曲 市川昭介 1 摩耶の白銀きらめいて 川辺を染める四季の彩 あつみかぶらの紅の味 湯けむりの町朝市に 自 然と幸と弾む声 温海に 集うひとびとの 誇りは 熱い 郷土愛 2 熊野の社に獅子は舞い 歴史を語る不動岩 能と 歌舞伎の艶やかさ しな 織り姫の夢綴り むかし を偲ぶ里の唄 温海に集 うひとびとの 希望は燃 える 郷土愛 3 パークラインの日本海 ヨットが似合う鼠ヶ関 海山の幸いっぱいに ふ れあう里の手を組んで 未来を担う杉となれ 温 海に集うひとびとの 若 さは光る 郷土愛 「温海町イメージソング」 略	
負担割合 (国・県・その他)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	備考
13年度決算額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
14年度予算額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務	分科会名	庶務人事選管	大項目	市町村の概要	中項目	市町村勢の概要	小項目	慣行	細項目	市町村章、花木、 宣言
管理番号	011-004-			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	市の木・花	町の木・花	町の木・花など	町の木・花	町の木・花	村の木・花	町の花・木・魚・鳥	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 1. 2. 合併後検討機関を設け検討する。 3. 市の推奨木・花として残す。
根拠法令等	市の木・市の花 (昭和56年告示)	町の木・町の花 (昭和59年6月議決)	(昭和58年制定、同年5月10日付けで公表)	町の木・花	町の木・町の花 (昭和53年設定)	朝日村「花と木」 (昭和51年告示)	町の花・木(昭和59年制定) 町の魚・鳥(平成4年制定)	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・鶴岡市市の木・市の花(昭和56年制定) ◎市の木 けやき 風雪に耐え、大きく枝を拡げるその姿は市の伸びゆく姿を象徴するにふさわしい。風が強くと、地吹雪の激しいこの地方では、むかしから風除けとしてこの木が植えられ、巨木が多いことで知られる。特に、一つの市に国指定天然記念物の大けやきが2本もあるのは、全国にも例がない。 庄内柿 古くから市内の各家庭で栽培され、実りの喜びを伝えている。秋空に映える柿の実が豊かで温かい市民性に似つかわしい。 ◎推奨木 松・梅・どうだんつつじ ◎市の花 さくら 春一斉に開花するさくらは、市民にとって、厳しい冬の去った喜びそのものといえる。赤川堤、鶴岡公園、大山公園いずれも桜の名所として古くから市民に愛されており、特に鶴岡公園のさくらは日本のさくら名所100選のひとつになっている。	・藤島町町の木・町の花(昭和59年制定) ◎町の木 ケヤキ ケヤキは、樹木の中でも野性的で育ちがよく、そのたくましい大木を仰ぐごとに、自然美にうたれるものがある。また、建築材としてその堅さと、木目の美しさは、銘木の中でも最大である。町文化財に指定されている六所神社のケヤキは、天保一揆の目じるしとして農民が六所川原に集ったといわれ、歴史と共に育ってきた木である。 五葉松 松は、古来からよく霜雪に耐え、常に緑を保ち、さらに、めでたい意味を含み、正月や慶事の飾り物にするなど、生活に結びついて親しまれてきた。特に「五葉松」は、葉が5本ずつ束生するところから、5地区の合併によって誕生したわが町の親睦と結束をあらわし、まさに町の木としてふさわしい。 ◎町の花 藤の花 紫の花房に甘い香をたたえて咲く「藤」には、清楚で気品を感じる。盆栽に咲く小さな花も、柵いっぱい咲く大きな花も、決して絢爛豪華を感じない、もの静かな平安の美女を連想させ、奢りなくして知性を好む藤島の民情にぴったりしている。また、町名「藤島」も多分に「藤」とかかわりが想像され、町の限らない発展と隆盛を希うものである。	・羽黒町町の木・花(昭和58年制定、同年5月10日付けで公表) ◎町の木 杉 羽黒山の杉並木は、日光の杉並木と共に国の天然記念物に指定されている。これは植物では国宝と同じものである。1400年の歴史を背景に雄々しく樹つその姿は、町のシンボル木として最もふさわしい。 ◎推奨木 こぶし、山桜、ナナカマド ◎町の花 ミズバショウ 月山を含む町の湿地帯に群生している。冷たい雪解け水をたたえた湿原に浮かぶ白い花を見ると、町のイメージと重複しており、町のシンボル花としてふさわしい。 ◎推奨花 雪椿、芝桜(平成12年決定)、コスモス(平成12年決定) ◎町の果物 庄内柿 秋空に映える柿の実が町民の温かさを感じさせる。古くから各家庭で栽培されており、県内一の庄内柿の生産地を誇る町の果物としてシンボルにふさわしい。 ◎推奨果物 ブルーベリー ◎町の鳥 キジ ◎町の動物 牛	・櫛弓町町の木・町の花(昭和55年制定) ◎町の木 柿 町内全域に古くから植えられており、町民にとって最も親しみ易い木である。ことに庄内柿は、全国にその名が聞こえている。 ◎町の花 サルビア 町ですすめている“花いっぱい運動”の中心的な花で町内に広く植えられており、栽培も容易で開花期も初夏から秋までと長く、親しみ易い花である。 花言葉は、赤が清熱、紫は知恵、白は精神的などで躍進する櫛引にふさわしい。	・三川町町の木・町の花(昭和53年設定) ◎町の木 樺(けやき) 大地にどっかと根をおろし風雪に耐え、たくましく、すくすくと伸びる樺の姿こそ堅実な町民性とわが町の発展をよく象徴するものといえる ◎町の花 菜の花 春の陽ざしをうけて赤川のほとり一杯にうららかに咲きほこる菜の花は、素朴で美しく、田園の町三川にもっともふさわしい花といえる	・朝日村「花と木」(昭和51年制定) ◎花 カタクリ ◎木 ブナ	温海町の花・木(昭和59年制定) ◎町の花 マルバシャリンバイ(丸葉車輪梅) 町を北限として群生する。冬の日本海を渡って激しく吹きつける季節風に、互いに寄り添って耐え、春、純白の花をつけ実を結ぶ姿は、たくましい町民性をよく表す、もっともふさわしい花といえる。 ◎町の木 スギ(杉) 緑の町土に無限に広がる杉の美林。千年の歳月を経てなお成長を続ける確かな生命力と用途の広さ、「杉の標(しるし)」といわれるように目標を示しながら直線的に伸びる姿は、わか町の発展をよく表徴するものといえる。 温海町の魚・温海町の鳥(平成4年制定) ◎町の魚 クロダイ(黒鯛) 町全域の浅い海に住む体長45センチぐらいの魚。日本海の荒波に踊る雄雄しい姿のクロダイは町民の誇りと発展を表現しているといえる。 ◎町の鳥 ヤマガラ(山雀) 緑美しい町の全域に生息する可愛い小鳥。春一番を告げるりりしい姿は町民が共に学びあう希望あふれる町あつみを表現している鳥といえる。	備考
負担割合(国・県・その他)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
13年度決算額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
14年度予算額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	

市の木、市の花

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	三川	朝日	温海
木	けやき 庄内柿	けやき 五葉松	杉	柿	けやき	ブナ	杉
(推奨木)	(松) (梅) (どうだんつつじ)		(こぶし) (山桜) (ナナカマド)				
花	さくら	藤の花	ミズバショウ	サルビア	菜の花	カタクリ	マルバシャリンバイ
(推奨花)			(雪椿) (芝桜) (コスモス)				
果物			庄内柿				
(推奨果物)			(ブルーベリー)				
鳥			キジ				ヤマガラ
動物			牛				
魚							クロダイ

昭和56年告示

昭和59年議決

昭和58年制定

昭和55年制定

昭和53年設定

昭和51年告示

花、木昭和59年制定
魚、鳥平成4年制定

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務	分科会名	庶務人事選管	大項目	市町村の概要	中項目	市町村勢の概要	小項目	慣行	細項目	市町村章、花木、 宣言
管理番号	011-005-			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	都市宣言	町宣言	町宣言	都市宣言	都市宣言	村宣言	町宣言	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 12. 各部会において宣言について検討し、新市の議会、新市長の意向も確認後、議決等をする。
根拠法令等	市議会議決	町議会議決	町議会議決	町議会議決	町議会議決	村議会議決	町議会議決	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	- 交通安全都市宣言（昭和37年市議会議決）住民生活部会消防防災分科会 - 暴力追放都市宣言（昭和40年市議会議決）住民生活部会消防防災分科会 - 障害者福祉都市宣言（昭和56年市議会議決）健康福祉部会福祉分科会 - 平和都市宣言（昭和60年市議会議決）総務部会庶務人事選管分科会 - 海洋開発実験基地宣言（昭和60年市議会議決）総務部会企画分科会 - 暴走族追放年宣言（平成元年市議会議決）住民生活部会消防防災分科会	「交通安全の町」宣言（昭和59年町議会議決） - 藤島町「非核平和の町」宣言（昭和59年町議会議決） 「人と環境にやさしいまち」宣言ー循環型社会をめざしてー（平成14年町議会議決）	- 交通安全の町宣言（昭和37年町議会議決） - 敬老自治体宣言（平成3年町議会議決）健康福祉部会高齢者福祉分科会 - 非核平和の町宣言（昭和60年町議会議決） - 米輸入自由化反対の町宣言（平成2年町議会議決）農林水産部農政分科会	非核平和自治体宣言（昭和59年町議会議決）	非核平和の町宣言（昭和60年町議会議決）	- 健康と福祉の村宣言（平成5年村議会議決） - 非核平和の村宣言（昭和61年村議会議決）	- 交通安全確保に関する宣言（昭和59年町議会議決） - 暴走族追放宣言（平成元年町議会議決）	業務上の課題 1. 合併構成市町村の既存宣言の統合等の調整。 2. 独自色の強い宣言の取扱い。
								業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
								備考
負担割合 (国・県・その他)	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
13年度決算額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
14年度予算額	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	

都市宣言一覧

鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	三川	朝日	温海
交通安全都市 S37年議決	交通安全の町 S59年議決	交通安全の町 S37年議決				交通安全の確保 S59年議決
暴力追放都市 S40年議決						
障害者福祉都市						
		敬老自治体 H3年議決				
					健康と福祉の村 H5年議決	
平和都市 S60年議決	非核平和の町 S59年議決	非核平和の町 S60年議決	非核平和自治体 S59年	非核平和の町 S60年議決	非核平和の村 S61年議決	
海洋開発実験基地 S60年議決						
暴走族追放都市 H元年議決						暴走族追放 H元年議決
		米輸入自由化反対の町 H2年議決				
	人と環境にやさしいまち H14年議決					

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務	分科会名	庶務人事選管	大項目	総務	中項目	庶務	小項目	表彰制度等	細項目	名誉市町村民
管理番号	0 1 1－0 4 4－			合併協定項目						ランク	B
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	名誉市民顕彰	名誉町民顕彰	名誉町民顕彰	名誉町民顕彰	名誉町民顕彰	名誉村民顕彰	名誉町民顕彰	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 1. 鶴岡市の例を基本に調整する。表彰制度委員会の設置を検討する 2. 合併後も名誉市民として顕彰する。新市発足後は新基準による待遇特典とする。
根拠法令等	鶴岡市名誉市民に関する条例	藤島町名誉町民に関する条例	羽黒町名誉町民に関する条例	櫛引町名誉町民に関する条例	三川町名誉市民に関する条例	朝日村名誉村民に関する条例	温海町名誉町民に関する条例	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・目的及び対象者 本市住民又は特別に縁故の深いもので、広く社会文化の興隆に寄与し、市民が郷土の誇りとし深く尊敬に値するものの功績と名誉をたたえる。 名誉市民6名 ・相良守峯（故）…ドイツ文学研究 ・大瀬欽哉（故）…郷土史研究 ・杉村 隆…国立がんセンター名誉総長 ・丸谷才一…作家 ・中里喜一（故）…前江戸川区長 ・酒井忠明…致道博物館名誉館長 特別顕彰1名（名誉市民と同等） ・藤沢周平…作家 ・事業概要 名誉市民には、彰状、功労金を贈呈、功績を公表。 ・特典、待遇 (1) 市主催の式典等への招待 (2) 市立病院等の使用料等の軽減、免除 (3) 死亡の際の弔慰（議決事項） (4) 生活に対する便宜の供与等（議決事項） ・大宝館にコーナーを設置。 ◎関連事業（投資的経費） 藤沢周平文学記念館（仮称）の建設。平成18年度開館予定	名誉町民6名 ・渋谷米太郎（故）…元三菱商事常務取締役 昭和44年7月11日推挙 ・西川速水（故）…元(財)荘内館相談役 昭和49年9月3日推挙 ・齋藤正市（故）…元教育長 昭和59年9月5日推挙 ・村上與市…元藤島町長 昭和59年9月5日推挙 ・竹内啓治（故）…元住金鋼材工業(株)社長 昭和59年9月5日推挙 ・加藤康郎（故）…元藤島町長 平成6年9月17日 ・日向康吉…東北大学名誉教授 平成15年3月14日議決 ・事業概要 名誉町民には、彰状、功労金を贈呈、功績を公表。 ・特典、待遇 (1) 町主催の主要な式典、諸行事への招待 (2) その他必要と認める特典及び待遇	名誉町民7名 ・星野勇三（故）…大学教授・日本園芸学界の功労者 昭和37年推戴 ・池野勇（故）…医師 昭和49年推戴 ・寺岡謹平（故）…海軍中將 昭和49年推戴 ・上林與市郎（故）…衆議院議員 昭和58年推戴 ・秋元正雄（故）…学校法人羽黒学園を創設(理事長) 昭和58年推戴 ・戸川安章…学校長 平成9年推戴 ・今井繁三郎（故）…画家 平成13年推戴 ・事業概要 名誉町民には、彰状、記念品、功労金を贈呈、功績を公表 ・特典、待遇 (1) 町の公の式典等への招待 (2) 死亡の際における公葬の施行（議決事項）	名誉町民2名 ・富樫 実…彫刻家 平成11年12月4日推戴 ・柏戸 剛（故）…横綱 平成6年12月1日推戴 ・事業概要 名誉町民には、彰状、功労金を贈呈、功績を公表。 ・特典、待遇 (1) 町主催の式典等への招待 (2) 温泉施設等の使用料等の軽減、免除 (3) 死亡の際の弔慰（議決事項） ◎関連事業（投資的経費） 柏戸記念館（仮称）の建設 15年度実施設計、16年度建設予定	名誉町民1名 ・加藤セチ（故）…理学博士 ・事業概要 名誉町民には、彰状、記念品を贈呈、功績を公表。 ・特典、待遇 (1) 町主催の特に主要な式典及び諸行事への招待 (2) その他必要と認める特典及び待遇	名誉村民3名 ・渡部星村（故）…彫刻家 昭和59年8月1日贈呈 ・佐藤源治（故）…教育家 昭和59年8月1日贈呈 ・森 敦（故）…作家 昭和59年8月1日贈呈 ・事業概要 名誉村民には、彰状、名誉村民章を贈呈。 ・特典、待遇 (1) 村の公の式典その他行事への招待 (2) 死亡の際における公葬の施行 (3) その他必要と認める特典及び待遇 ・朝日村文化創造館に展示コーナーを設置。 ・村制施行式典に名誉村民の遺族招待（5年目ごと）	名誉町民1名 ・斎藤悠輔（故）…最高裁判所判事 ・事業概要 名誉町民には、彰状、記念品を贈り、その功績は適切な方法で公表し、永く顕彰する。 ・特典 (1) 町主催の式典その他の諸行事に招待 (2) 死亡の際における公葬の執行 (3) その他必要と認める特典及び待遇 ・現在、庁舎応接室に肖像画を掲示している。	業務上の課題 1. 名誉市民推戴基準の統一化。 2. 既推戴者の待遇の調整 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合(国・県・その他)	市10/10	町10/10	町10/10	町10/10	町10/10	村10/10	町10/10	備考
13年度決算額	(投資分) 563,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
14年度予算額	(〃) 1,337,000円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

名誉市民

鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	三川	朝日	温海
・相良守峯 (故) S44 ドイツ文学研究	・渋谷米太郎 (故) S44 元三菱商事常務	・星野勇三 (故) S37 大学教授	・柏戸剛 (故) H6 元横綱	・加藤セチ (故) 理学博士	・渡部星村 (故) S59 彫刻家	・斎藤悠輔 (故) 最高裁判事
・大瀬欽哉 (故) S62 郷土史研究	・西川速水 (故) S49 元 (財) 荘内館相談役	・池野勇 (故) S49 医師	・富樫実 H11 彫刻家		・佐藤源治 (故) S59 教育家	
・杉村隆 S62 ガンセンター名誉総長	・斎藤正市 (故) S59 元町教育長	・寺岡謹平 (故) S49 元海軍中将			・森敦 (故) S59 作家	
・丸谷才一 H7 作家	・村上與市 (故) S59 元町長	・上林與市郎 (故) S58 元衆議院議員				
・中里喜一 (故) H7 前江戸川区長	・竹内啓治 (故) S59 元住金鋼材工業社長	・秋元正雄 (故) S58 羽黒学園創設者				
・酒井忠明 H11 致道博物館名誉館長	・加藤康郎 (故) H6 元町長	・戸川安章 H9 元学校長				
(特別顕彰)	・日向康吉 H15 東北大名誉教授	・今井繁三郎 (故) H13 画家				
・藤沢周平 (故) H9 作家						

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務	分科会名	庶務人事選管		大項目	総務	中項目	庶務	小項目	表彰制度等	細項目	市町村政功労表彰		
管理番号	011 — 045 — 1				合併協定項目								ランク	
課題・問題点					調整方針									
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等		付属機関等		電算システム		該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
							○							

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	市政功労表彰	自治功労者表彰	町政功労表彰	町政功労表彰	町政功労表彰	表彰条例表彰	町功労表彰	☐ 合併まで調整するもの ☒ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容) 1. 鶴岡市の例を基本に調整する。表彰制度委員会の設置を検討する。 2. 鶴岡市の例を基本に調整する。表彰制度委員会の設置を検討する。 3. これまでの功労者も市町村政功労として顕彰するが新市発足後は新基準により表彰する。 4. 市政功労と他の表彰制度について、対象・基準を区分し明確化する。
根拠法令等	鶴岡市表彰条例による審査運用基準要領	藤島町表彰条例	羽黒町表彰規則	櫛引町表彰規則	三川町表彰規則	朝日村表彰条例	温海町表彰条例施行規則	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・目的 地方自治の振興・市の興隆発展に寄与し、市政に功労のあるもの又は篤行者で市民一般の模範となるもの等に対し、表彰し顕彰することにより、益々の興隆発展を目指すもの ・対象者 個人又は団体で、次の各号の一に該当し、議会の議決を経たもの 1) 地方自治功労 2) 教育体育文化功労 3) 産業経済功労 4) 社会福祉公共事業 5) 風水害火災防護功労 6) 公益功労 7) 徳行功労 8) 人命救助功労	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 個人又は団体で、次の各号の一に該当し、表彰審査委員会の審査を経たもの 特別表彰 1) 地方自治の進展に貢献 2) 多年公共の職務に従事 一般表彰 1) 社会福祉、公共事業等に尽力 2) 産業、経済の振興発展に貢献 3) 教育、学芸、体育、文化の興隆に貢献 4) 風水害及び火災の防護 5) 人命救助その他、他人に対し特に顕著なる奉仕をし、その篤行が町民の模範と認められるもの 6) 町の公益のため多額の金品を寄贈し、又は奇特行為のあったもの 7) 町の特別職の職員として永年勤続し、町政の発展向上につくしたもの	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 個人又は団体で、次の各号の一に該当し、町長が認めたもの 1)～8) 鶴岡市に同じ	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 (功労表彰) 次の各号の一に該当する者のうち、功績顕著な者につきその者の退職の際に町長がこれを表彰する。 1) 議会議長・議員、町長、助役、収入役、教育長 2) 一般職の吏員 3) 消防団長・団員 4) 各種委員 5) 区長 (善行表彰) 国の表彰を受けた者又は次の各号の一に該当する者につき町長が認定し、表彰状に金品を添えて贈呈する。 1) 公益功労 2) 災害功労	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 個人又は団体で、次の各号の一に該当するもの 1) 自治功労部門 2) 教育振興部門 3) 産業振興部門 4) 社会福祉部門 5) 地域治安部門 6) 地域活動部門 7) 環境保全部門	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 個人又は団体で、次の各号の一に該当したもの 1)～8) 鶴岡市に同じ ただし、7) 徳行功労はなし	・目的 鶴岡市に同じ ・対象者 個人又は団体で、次の各号の一に該当し、表彰審査会の審査を経て町長が表彰する。 1)～8) 鶴岡市に同じ ただし、7) 徳行功労はなし	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務	分 科 会 名	庶務人事選管		大項目	総務	中項目	庶務	小項目	表彰制度等	細項目	市町村政功労表彰	
管理番号	011 — 045 — 2				合併協定項目							ランク	
課題・問題点					調整方針								
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等		電算システム		該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
						○							

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	市政功労表彰	自治功労者表彰	町政功労表彰	町政功労表彰	町政功労表彰	表彰条例表彰	町功労表彰	☐ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容)
根拠法令等	鶴岡市表彰条例による審査運用基準要領	藤島町表彰条例	羽黒町表彰規則	櫛弓町表彰規則	三川町表彰規則	朝日村表彰条例	温海町表彰条例施行規則	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・ 事業概要 鶴岡市表彰審査委員会の調査審査後、議決を経て表彰者を決定 表彰時期 毎年10月1日市制施行記念日に行う(市制施行記念式典の席上) 表彰状のほか鎗物製トロヒュー(鶴翔)・銀製バッジを添える 大宝館(郷土出身人物資料館)内の表示板への刻名 等 昭和38年度から平成14年度まで、13団体177個人を表彰している。 ・ 事業期間 6月～10月	・ 事業概要 藤島町表彰審査委員会の調査審査後、表彰者を決定 表彰時期 毎年6月に行う 表彰状のほか記念品(商工会商品券)を添える 昭和39年度から平成14年度まで、21団体663個人を表彰している。 ・ 事業期間 6月	・ 事業概要 官公署、民間企業体、各種団体の長が意見書を添付し、総務課長を経て町長に内申。 課長会議で決定する。 表彰時期 毎年1月の「新年祝賀会」時に行う 表彰状のほか記念品(7,000円程度) 平成14年度 1団体8個人を表彰 ・ 事業期間 11月～1月	・ 事業概要 各課等において内申し町長の決裁を得る。 表彰時期 新年祝賀会の席上 表彰状のほか銀盃を添える ・ 事業期間 年間	・ 事業概要 課長会議の調査審査後、町長が表彰者を決定 表彰時期 毎年秋祭りの記念式典の席上で行う 表彰状のほか記念品を添える ・ 事業期間 8月～11月	・ 事業概要 朝日村表彰審査委員会の調査審査後、答申を受けて村長が表彰者を決定 表彰時期 毎年8月1日に行う。 ただし、5年ごとの村制施行記念式典開催時以外の年は、毎年11月上旬の産業文化祭に行う 表彰状のほか銀盃(村章入り)を添える 昭和59年度から平成14年度まで、2団体102個人を表彰している。 ・ 事業期間 9月～11月	・ 事業概要 温海町表彰審査委員会の審査後、町長が決定 表彰時期 毎年11月頃に表彰式表彰状のほか記念品(特定したものはない) 表彰者名簿を作成、永く保存 昭和38年度から平成14年度まで、13団体177個人を表彰している。 ・ 事業期間 9月～11月	業務上の課題
								業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合 (国・県・その他)	市 10/10	町 10/10	町 10/10	町 10/10	町 10/10	村 10/10	町 10/10	備考
13年度決算額	693,000円 (市制施行記念事業を含む)	86,000円	283,000円 (新年祝賀会事業を含む)	621,128円	99,183円	5,000円	435,337円	
14年度予算額	1,263,000円 (同上)	122,000円	236,000円 (同上)	778,000円	132,000円	29,000円	480,000円	

付属機関等

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務	分 科 会 名	庶務人事選管	大項目	総務	中項目	庶務	小項目	表彰制度等	細項目	市町村政功労表彰		
管理番号	011 — 045 —			合併協定項目								ランク	
課題・問題点				調整方針									

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事 務 事 業 名	市政功労表彰	自治功労者表彰	町政功労表彰	町政功労表彰	町政功労表彰	表彰条例表彰	町功労表彰	☐ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容)
名 称	鶴岡市表彰審査委員会	藤島町表彰審査委員会				朝日村表彰審査委員会	温海町表彰審査委員会	
目 的	表彰該当者その他表彰に関する事項を調査、審査するために設置するもの	被表彰者の選考に関する諮問事項を審議するために設置するもの				表彰該当者その他表彰に関する事項を調査、審査するために設置するもの (朝日村サプライズ選考審査委員会を兼ねる。)	鶴岡市に同じ	
活 動 内 容 等	表彰該当者その他表彰に関する事項を調査、審査する	鶴岡市				鶴岡市に同じ	鶴岡市に同じ	業務上の課題
委員等の構成	委員10名 市議4名 学識経験4名 市職員2名 任期4年	委員9名 町議2名 知識経験4名 町職員3名 任期2年				委員10名 村議3名 知識経験4名 村職員3名 任期2年	委員 7名 町議 2名 学識経験3名 町職員2名 任期2年	
活 動 の 状 況	年3回程度開催(7～8月)	年1回開催(6月)				年1回程度開催(10月)	年1回程度開催 (9～10月)	
根 拠 例 規 等	鶴岡市表彰条例施行規則	藤島町表彰条例 藤島町表彰施行規則				朝日村表彰条例	温海町表彰条例施行規則	業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
委 員 等 報 酬	5, 300円／日	6, 100／日				5, 600円／日	5, 600円／日	備考

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務	分科会名	庶務人事選管	大項目	総務	中項目	庶務	小項目	都市交流	細項目	国内姉妹都市等
管理番号	011-052-			合併協定項目						ランク	B
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			
					○						

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	姉妹都市等交流	姉妹都市等交流	友好町村交流	姉妹都市等交流	姉妹都市等交流	姉妹都市等交流	姉妹都市等交流	■ 合併まで調整するもの □ 経過措置が必要なもの □ 従来通り行うもの (内容) 各市町村ごとに現在の交流先との合併後の交流について方針を決める。新市発足後、新市長が再度盟約を締結。
根拠法令等	友好都市等盟約	友好都市等盟約		友好都市等盟約	友好都市等盟約			
事業主体	鶴岡市	藤島町・藤島町名寄交流友の会	羽黒町、羽黒町観光協会	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	業務上の課題 各市町村ごとに盟約を結んでいる相手先との今後の交流のあり方、事業等交流範囲の調整。
事業概要	・目的 各友好都市等との交流。 ・対象者 ・鹿児島県鹿児島市（兄弟都市）…昭和44年11月7日盟約。 小中各1校が兄弟校盟約。 ・東京都江戸川区（友好都市）…昭和56年5月25日盟約 小学校1校が姉妹校盟約。 ・北海道木古内町（姉妹都市）…平成元年4月27日盟約。 小学校1校が姉妹校盟約 ・事業概要 各都市の来鶴時の対応 ― 随時。盟約式典5年おきに開催。 継続事業は、毎年10月の江戸川区民まつりへの参加。鶴岡市の物産、郷土芸能を紹介。参加者は、農協関係（農産物の紹介と販売）、産振センター（鶴岡市物産紹介と販売）、各交流団体間の交流	・目的 姉妹都市との交流 ・対象者 ・北海道名寄市（姉妹都市）…平成8年8月1日盟約。 ・事業概要 ○名寄市の来鶴時の対応…隔年で実施。 ○少年少女相互交流事業…小学生児童を隔年で、派遣、受け入れ事業を実施。 （平成14年度→児童13名受け入れ、3泊4日） ○藤島町名寄交流友の会事務局…隔年で訪問、及び両市町の特産物の物産交流を実施（随時）。	・対象者 ・東京都新島村（友好町村）…昭和59年11月15日盟約 羽黒山中興の祖天宥別当の偉業による縁 ・事業概要 スポーツ少年団・駅伝大会交流 大田区区民まつり物販 島民祭物産交流 はごろそ祭物産交流 観光課で事務局をもつ新島交流実行委員会が中心となり、観光協会、農協、商工会、スポーツ民踊同好会等が参加する。 ・事業期間 通年	・目的 櫛弓町では、友好都市として交流している都市はないが、平成10年から「新宿神楽坂まちづくりの会」と交流を続けている。 現在は新宿神楽坂への産直販売を中心に、年1回神楽坂で開催される「神楽坂まち飛びフェスタ」への参加等を通じて都市農村交流を続けている。 ・対象者 「新宿神楽坂まちづくりの会」 ・事業概要 「黒川能水焰の能」の観能（平成10年度） 「神楽坂まち飛びフェスタ」のイベントへ参加（平成11年～） 「新宿神楽坂産直販売」（14年度12回・15年度8回予定） ・予算措置 ・13年度決算（都市農村交流） 1,000千円 ・14年度予算（都市農村交流） 1,000千円 内訳 首都圏櫛弓会へ都市農村交流補助金 600千円 町観光協会へ都市農村交流補助金 400千円 （観光協会から農協青年部や産直グループへ補助されている）	・目的 ①全国6つの「みかわ」という名の町村同士の交流を図るとともに三川町の物産等を紹介 ②新潟県三川村との交流 ・対象者 ①町長、議長、総務課長、団体等の代表 ②婦人会、商工会、特産品グループ等 ・事業概要 ①2年に1度、町村持ち回りで6町村長等のサミットを開催 ②1年ごとにそれぞれの町村を訪問し夏祭り等に参加する	・対象者 ・東京都墨田区（友好協力協定）…平成9年7月14日協定。 ・全国朝日町村交流会 ・事業概要 墨田区との具体的な交流事業は、農林課、教育委員会で都市交流事業として実施。 全国朝日町村交流会は全国の朝日町、朝日村が会場持ち回りで年1回サミット開催 儀礼的な通知等の交換等 ・事業期間 通年	・対象者 渥美町・東京都江戸川区・大隈町 ・事業概要 各都市の来町時の対応 渥美町：町広報の交換 大隈町：青少年交流等 江戸川区：疎開記念事業、区民祭参加	備考
負担割合 (国・県・その他)	市10/10	町10/10	町10/10	町10/10	町10/10	村10/10	町10/10	
13年度決算額	1,178,691円	1,461,000円	委託料 550,000円	1,000,000円	979,675円	121,000円	0円	
14年度予算額	2,093,000円	1,083,000円	委託料 550,000円	1,000,000円	611,000円	66,000円	2,477,000円	

補助金等

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務	分科会名	庶務人事選管	大項目	総務	中項目	庶務	小項目	都市交流	細項目	国内姉妹都市等
管理番号	011－052－			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	姉妹都市等交流	姉妹都市等交流	友好町村交流	姉妹都市等交流	姉妹都市等交流	姉妹都市等交流	姉妹都市等交流	☐ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容)
名称	「第8回鶴岡江戸川交流演奏会」補助金	藤島町名寄交流友の会補助金	なし	都市農村交流事業補助金	なし	なし	大隅町・江戸川区等交流事業	
目的	江戸川区との文化交流の一環として毎年開催されている交流演奏会事業に補助し、さらなる交流を促進する。	町と連携をとりながら事業を実施する友の会に補助し、名寄市との教育、文化、経済の交流を推進するとともに相互友愛の絆を強め友好交流に寄与することを目的とする。		神楽坂での産直販売 横浜市青木小学校との修学旅行相互受入れによる都市農村交流の推進			青少年交流、文化交流等を通じ、町のPRとさらなる交流を促進する。	
内容等	友好都市である江戸川区と毎年相互訪問し開催している交流演奏会に対する補助金。 第8回を迎える平成14年度は3/23日に鶴岡市文化会館で開催。	姉妹都市である名寄市と毎年実施している相互訪問、少年少女交流、文化、物産の交流事業に対する補助金。 年450千円		・首都圏櫛引会へ都市農村交流補助金 600千円 ・町観光協会へ都市農村交流補助金 400千円(観光協会から農協青年部や産直グループへ補助)			大隅町：小中学生等の相互訪問に対し補助金等の支出 江戸川区：疎開関係者をはじめとする交流及び物販	
根拠例規等				なし			なし	業務上の課題 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門 備考
13年度決算額	0円	450,000円		1,000,000円			0円	
14年度予算額	1,000,000円	450,000円		1,000,000円			831,000円	
財源内訳 (国・県・その他)	市10/10	町10/10		町10/10			町10/10	

都市交流

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	三川	朝日	温海
兄弟都市	鹿児島市 昭和44年盟約						
姉妹都市	江戸川区 昭和56年盟約	名寄市 平成8年盟約					
友好都市	北海道木古内町 平成元年盟約		東京都新島村 昭和59年盟約		新潟県三川村 昭和62年盟約	墨田区 平成9年友好協力協定	鹿児島県大隈町 平成13年盟約
その他の 交流都市						全国の朝日町、村	江戸川区
その他				新宿神楽坂まちづくりの会			

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務部会	分科会名	企画分科会		大項目	総務	中項目	企画	小項目	総合計画	細項目	(新市) 計画策定
管理番号	012－18－				合併協定項目						ランク	
課題・問題点					調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名			新羽黒町総合計画策定					☐ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容)
根拠法令等			地方自治法					
事業主体			羽黒町					
事業概要	策定事務なし 第3次鶴岡市総合計画 ・策定：平成7年度 ・計画期間：平成8～17年度	策定事務なし 藤島町総合計画 ・策定：平成7年度 ・計画期間：平成8～17年度	・概要 平成6年3月に策定した現「第一次羽黒町総合開発計画」(10ヶ年計画)が平成16年3月をもって終了することから、平成16年度から平成25年度までの10年間の羽黒町総合計画(基本構想)を策定する。 ・事業期間 H15.1月～H16.3月 《平成15年12月策定済み》	策定事務なし 第4次櫛引町振興計画 ・策定：平成7年度 ・計画期間：平成8～17年度	策定事務なし 第2次三川町総合計画 ・策定：平成12年度 ・計画期間：平成13～22年度	策定事務なし 第3次朝日村総合計画 ・策定：平成7年度 ・計画期間：平成8～17年度	策定事務なし 第4次温海町総合計画 ・策定：平成12年度 ・計画期間：平成13～22年度	
	《新市総合計画策定》 ・課題 新市設立後、早期に策定 する必要がある。	《新市総合計画策定》 ・課題 同左	《新市総合計画策定》 ・課題 同左	《新市総合計画策定》 ・課題 同左	《新市総合計画策定》 ・課題 同左	《新市総合計画策定》 ・課題 同左	《新市総合計画策定》 ・課題 同左	業務上の課題
								業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合 (国・県・その他)			・負担割合(国、県、市町村) 町単独					備考
13年度決算額			13年度決算 0円					
14年度予算額			14年度予算 1,395,000円					

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	総務部会	分 科 会 名	企画分科会		大項目	総務	中項目	企画	小項目	審議会等	細項目	総合計画審議会
管理番号	012－19－				合併協定項目			ランク				
課題・問題点					調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。				

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	総合計画審議会	振興審議会	振興審議会	振興審議会	振興審議会	総合計画委員会	総合計画審議会	☐ 合併まで調整するもの ☐ 経過措置が必要なもの ☐ 従来通り行うもの (内容)
根拠法令等	鶴岡市総合計画審議会条例 同施行規則	藤島町振興審議会条例	羽黒町振興審議会条例	櫛弓町振興審議会条例	三川町振興審議会設置条例	朝日村総合計画委員会条例	温海町総合計画審議会条例 同施行規則	
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛弓町	三川町	朝日村	温海町	
事業概要	・目的 市長の諮問に応じ市の総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。 計画策定以外の年次には、市政全般について広く協議を行う。 ・事業概要 ・鶴岡市総合計画審議会を開催。 ・審議会委員 30名 （市議会議員7名、知識経験者5名、関係行政機関の職員11名、市民の代表7名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,300円／日 ・課題 総合計画策定における審議会のあり方や役割	・目的 町長の諮問に応じ町の総合計画の策定、変更、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。 ・事業概要 ・藤島町振興審議会を開催。 ・審議会委員 15名（条例では20名以内） （公共的団体等の役員及び職員5名、識見を有する者10名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 6,100円／日 ・課題 同左	・目的 町長の諮問に応じ町の総合計画の策定等に関し必要な調査及び審議を行う。（実施計画含む。） また、町政全般について広く協議を行う。 ・事業概要 ・羽黒町振興審議会を開催。 ・審議会委員 22名 （教育委員1名、農業委員2名、公共的団体等の役員及び職員3名、学識経験者16名） ・役員 会長1名、会長代理1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,300円／日 ・課題 同左	・目的 町長の諮問に応じ町の振興計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。（実施計画を含む。） 計画策定以外の年次には、市政全般について広く協議を行う。 ・事業概要 ・櫛弓町振興審議会を開催。 ・審議会委員 30名 （教育委員2名、農業委員1名、関係団体の代表26名、町職員1名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,800円／日 ・課題 同左	・目的 町長の諮問に応じ、総合計画の策定、変更その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。（審議会の懇談会で翌年度以降事業の要望を聞く。） ・事業概要 ・三川町振興審議会を開催。 ・審議会委員 18名 （議会議員3名、教育委員会の委員1名、農業委員会の委員1名、公共的団体等の役員及び職員10名、識見を有する者3名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,400円／日 ・課題 同左	・目的 村長の諮問に応じ村の総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。 3ヵ年ローリングの実施計画について、毎年度審議答申を行う。 土地利用計画について随時審議答申する。 ・事業概要 ・朝日村総合計画委員会を開催。 ・委員 20名 （村内公共的団体の役員及び職員7名、村民の代表13名） ・役員 会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,600円／日 ・課題 同左	・目的 町長の諮問に応じ町の総合計画並びに実施計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。 ・事業概要 ・温海町総合計画審議会を開催。 審議会委員 22名 （公共団体の役職員12名、識見を有する者3名、町内に居住する住民7名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,600円／日 ・課題 同左	
負担割合(国・県・その他)	・負担割合(国、県、市町村) 市単独	・負担割合(国、県、市町村) 町単独	・負担割合(国、県、市町村) 町単独	・負担割合(国、県、市町村) 町単独	・負担割合(国、県、市町村) 町単独	・負担割合(国、県、市町村) 村単独	・負担割合(国、県、市町村) 町単独	備考
13年度決算額	・13年度決算 250,000円	・13年度決算 79,300円	・13年度決算 200,000円	・13年度決算 336,400円	・13年度決算 151,200円	・13年度決算 157,000円	・13年度決算 279,000円	
14年度予算額	・14年度予算 400,000円	・14年度予算 92,000円	・14年度予算 260,000円	・14年度予算 302,000円	・14年度予算 195,000円	・14年度予算 303,000円	・14年度予算 345,000円	

総合計画審議会の状況

市町村名	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
名 称	総合計画審議会	振興審議会	振興審議会	振興審議会	振興審議会	総合計画委員会	総合計画審議会
設 置 根 拠	鶴岡市総合計画審議会条例 同施行規則	藤島町振興審議会条例	羽黒町振興審議会条例	櫛引町振興審議会条例	三川町振興審議会設置条例	朝日村総合計画委員会条例	温海町総合計画審議会条例 同施行規則
目 的	市長の諮問に応じ市の総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。 計画策定以外の年次には、市政全般について広く意見を述べる。また、特定の課題について、市に対し建議する。	町長の諮問に応じ町の総合計画の策定、変更、その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。（実施計画を含む。）	町長の諮問に応じ町の総合計画の策定等に関し必要な調査及び審議を行う。（実施計画を含む。） また、市政全般について広く協議を行う。	町長の諮問に応じ町の振興計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。（実施計画を含む。） 計画策定以外の年次には、市政全般について広く協議を行う。	町長の諮問に応じ、総合計画の策定、変更その他その実施に関し必要な調査及び審議を行う。（実施計画を含む。）	村長の諮問に応じ村の総合計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。（実施計画を含む。） 土地利用計画について随時審議答申する。	町長の諮問に応じ町の総合計画並びに実施計画の策定に関し必要な調査及び審議を行う。
概 要	・鶴岡市総合計画審議会を開催。 ・審議会委員 30名 （市議会議員7名、知識経験者5名、関係行政機関の職員11名、市民の代表7名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,300円／日	・藤島町振興審議会を開催。 ・審議会委員 15名（条例では20名以内） （公共的団体等の役員及び職員5名、識見を有する者10名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 6,100円／日	・羽黒町振興審議会を開催。 ・審議会委員 22名 （教育委員1名、農業委員2名、公共的団体等の役員及び職員3名、学識経験者16名） ・役員 会長1名、会長代理1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,300円／日	・櫛引町振興審議会を開催。 ・審議会委員 30名 （教育委員2名、農業委員1名、関係団体の代表26名、町職員1名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,800円／日	・三川町振興審議会を開催。 ・審議会委員 18名 （議会議員3名、教育委員会の委員1名、農業委員会の委員1名、公共的団体等の役員及び職員10名、識見を有する者3名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,400円／日	・朝日村総合計画委員会を開催。 ・委員 20名 （村内公共的団体の役員及び職員7名、村民の代表13名） ・役員 会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,600円／日	・温海町総合計画審議会を開催。 ・審議会委員 22名 （公共団体の役職員12名、識見を有する者3名、町内に居住する住民7名） ・役員 会長1名、副会長1名 ・委員の任期 2年間 ・委員報酬 5,600円／日

地域情報化について

「地域情報化ワーキンググループの検討結果より」

1. 地域情報化施設管理運営
 - 1) 櫛引ケーブルテレビジョン[櫛引町]
 - 2) 鶴岡市ネットワークコミュニティセンター[鶴岡市]
 - 3) インターネット開放端末の設置
2. 情報基盤格差の是正
 - 1) 携帯電話不感地域
 - 2) ブロードバンド(高速大容量)インターネットサービス未提供地域
 - 3) テレビ難視聴地域
3. 地域情報化の推進
 - 1) 情報化計画の策定
 - 2) I T講習等の開催

1. 地域情報化施設管理運営

1) 櫛引ケーブルテレビジョン [櫛引町]

【展開方策】

ケーブルテレビは情報格差是正の有効な手段の一つであり、現在、事業実施中及び計画中の自治体がある一方、ケーブルテレビによる格差是正の必要性が低い自治体もある。

櫛引町では、地域の特性を生かしたまちづくりとしてケーブルテレビ事業を実施しているが、地上テレビジョン放送のデジタル化に早期に対応する必要がある。

このように各自治体で整備の緊急性や必要性に相違があることから、当面、各自治体の計画のプライオリティに基づき、ケーブルテレビ事業を実施する。

【現状】

○櫛引ケーブルテレビジョン

- ・ 櫛引ケーブルテレビジョンは櫛引町で設置・管理運営を行っている。
- ・ 対象者は櫛引町民で、平成 15 年 3 月末の一般世帯の加入数が 1,676 世帯、加入率が約 86%となっている。
- ・ NHKや民放の同時再送信放送の他、自主放送として自主製作のコミュニティ番組や、気象情報などを提供している。
- ・ 櫛引町では、合併後もケーブルテレビ事業を継続したいと考えており、事業を継続する場合、地上テレビジョン放送のデジタル化に対応するために、局舎送信設備の整備、伝送路の改修、取材機器や編集機器のデジタル化を行う必要がある。

○その他

- ・ 情報格差を解消するため、朝日村ではケーブルテレビ事業による情報通信基盤の整備を計画している。

2) 鶴岡市ネットワークコミュニティセンター [鶴岡市]
【展開方策】 現状の事業を新市域に対応したものにする。
【現状】 鶴岡市ネットワークコミュニティセンターは、地域情報化を推進する拠点として鶴岡市が条例設置し、管理運営を財団法人庄内地域産業振興センターに委託している。 子どもから高齢者まで、あるいは、個人から団体・企業まで幅広く利用できるように、パソコンやプロジェクターなどの機器を設置し、研修や会議、イベントなどに利用できる環境を整備している。

3) インターネット開放端末の設置
【展開方策】 当面現状維持し、合併後に設置目的・場所・台数・利用方法などを再検討する。
【現状】 公民館等を中心として、全ての自治体でインターネットの開放端末を設置している。

２．情報基盤格差の是正

【基本的な考え方】

地理的格差なくどこにいてもＩＴ利用をできる環境が整うことを目標とする。
そのための情報基盤整備は、基本的に民間事業者による事業を促進する。

民間事業者による整備が困難な条件不利地域については、国等の支援事業の活用や自治体が有する財産の活用などにより、民間事業者の整備を促進する。

そして、民間事業者による整備が見込めない地域については、技術革新の進展状況を加味し、事業の必要性や整備及び運営の費用、体制等を精査し、自治体が主体的に整備する。

また、自治体においても適時適切な民間サービスの利用に努める事とするが、民間サービスの利用が困難な場合は、技術革新の進展状況を加味し、事業の必要性や整備及び運営の費用、体制等を精査し、自治体が主体的に整備する。

【背景】

国では高度情報通信ネットワーク社会形成を推進するために、平成 13 年 1 月に高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（ＩＴ基本法）を定めた。この第 7 条で「高度情報通信ネットワーク社会の形成に当たっては、民間が主導的役割を担うことを原則とし、国及び地方公共団体は、公正な競争の促進、規制の見直し等高度情報通信ネットワーク社会の形成を阻害する要因の解消その他の活力が十分に発揮されるための環境整備等を中心とした施策を行うものとする」としており、情報基盤の整備については基本的に民間事業者が実施することが望ましいと考えられる。

しかしながら、民間事業者は需要と採算性等から設備投資を行うため、大都市圏に比べ地方都市においては新しいサービスの開始が遅れる傾向にあるとともに、人口が少ない中山間地域等においては民間による設備投資が期待できない場合もある。

総務省の情報通信懇談会が平成 15 年 7 月に出した「21 世紀におけるインターネット政策の在り方」の第 3 次中間答申によれば、「国民利用者が地理的格差なくどこにいてもＩＴ利用をできる環境が整うことが重要であることから、光ファイバーや地上デジタル放送、さらに無線によるインターネットへのアクセスが全国的に整備されていくことが求められる」としている。その実現のため、地上デジタル放送の普及促進及びＣＡＴＶのデジタル化推進、条件不利地域の光ファイバー整備の促進、無線ＬＡＮ等による高速・超高速ネットワーク用の周波数確保などが必要であるとしている。

また、民間事業者が提供する情報通信サービスの動向を見ると、ＮＴＴのインターネットサービスについては以下のようになっている。

開始年	サービス名称	通信速度	月額利用料
平成 8 年	OCN スタンダード	1.5Mbps	350,000 円
平成 12 年	フレッツ ADSL	下り最大 1.5Mbps 上り最大 512Kbps	4,000 円（加入電話と 共用の場合）
平成 13 年	B フレッツファミリー タイプ（光ファイバー）	最大 10Mbps	5,000 円

携帯電話については、概ね以下のようになっている。

年次	内容
昭和 54 年	アナログ方式の自動車電話サービス開始。
平成 5 年	NTT ドコモが第 2 世代といわれるデジタル方式の携帯電話サービス開始。
平成 7 年	PHS(簡易携帯電話)サービス開始。
平成 11 年	NTT ドコモが i モードサービス開始。 NTT ドコモがアナログサービス終了。
平成 13 年	第 3 世代といわれる高速データ通信（下り最大 384Kbps／上り最大 64Kbps）が可能な IMT-2000 によるサービス開始。
平成 22 年頃	第 4 世代携帯電話として通信速度 50～100Mbps のサービスが登場することが予想されている。

このように技術革新による情報通信サービスの高度化とコストダウンが急速に進んでおり、今後もこの傾向は続くと予想される。

このため、自治体が自ら情報基盤を整備し運営する場合には、民間事業者の料金や通信容量などのサービス内容との比較により、技術革新に対応した設備更新が求められることを考慮する必要がある。

1) 携帯電話不感地域

【展開方策】

逐次、民間事業者の状況を把握しながらサービスエリアの拡大を要望するとともに、民間事業者によるエリア拡大が困難な地区については、補助事業の活用やその他の方法による不感地域解消に向けた取り組みを実施する。

【現状】

中山間地域及び海岸地域において、携帯電話が利用できない不感地域がある。
(平成 15 年末現在で約 780 世帯、約 3,000 人)

携帯電話が急速に普及しており、住民生活及び観光並びに防災の面から不感地域解消に関する強い要望がある。

民間事業者の不採算地域での設備設置を促進するため、民間事業者によるサービスが提供されておらず、かつ、提供が予定されていない地域において、携帯電話の国庫補助事業及び地方単独事業それぞれによる移動通信用鉄塔施設整備事業が実施されている。また、山形県庄内総合支庁が独自に PHS（簡易携帯電話）による不感地帯解消促進事業を実施している。これらの事業は、民間事業者と連携して実施する必要がある。

すでに、朝日村では上田沢地区で国の補助事業による整備を実施し、温海町では全域で県の補助事業による整備を実施している。この他、羽黒町の羽黒山、朝日村の大針地区及び大鳥地区等で国の補助事業を要望しているが、朝日村の要望事業は民間事業者より同意が得られず、実施が困難な状況にある。

総務省の「携帯電話サービスにおけるエリア整備の在り方に関する調査研究会」の報告書によれば、国庫補助事業によるエリア整備であっても、第二世代携帯電話によるエリア整備を行う場合には概ね 100 人以上、IMT-2000 によるエリア整備を行う場合には概ね 200 人以上の加入者が見込めない地域においては、携帯電話事業者は収入と支出のバランスを取ることができず、更なるエリア整備の促進のため、地方公共団体が整備・保有するネットワークの活用や無線等の活用などによる運営経費の軽減や、よりコストの低廉な基地局施設の開発等の検討を深めることが望まれるとしている。

2) ブロードバンド（高速大容量）インターネットサービス未提供地域

【展開方策】

逐次、民間事業者の状況を把握しながらサービスエリアの拡大を関係者に要望するとともに、民間事業者によるエリア拡大が困難な地区については、補助事業の活用その他の方法によるサービス未提供地域解消に向けた取り組みを実施する。

【現状】

電話回線を利用した随時接続のインターネットサービスは全域で利用できる。ISDN（伝送速度が最大 64Kbps）の定額サービスは全域がサービス提供地域になっているが、交換機からの距離が概ね 16km を超える地域及び集落戸数が概ね 10 戸を下回る地域で利用できないところがある。

また、ブロードバンドのインターネットサービスで、ADSL（伝送速度が最大 1.5Mbps～）については平成 15 年 11 月段階で、鶴岡市（収容設備：鶴岡、大山、水沢、三瀬、湯野浜）藤島町（藤島）、羽黒町（羽黒）、櫛引町（櫛引）、三川町（三川）、温海町（温海）で提供されており、収容設備からの距離が概ね 4km 以内がサービス提供可能の目安になっている。

光ファイバー（伝送速度が最大 100Mbps）による定額サービスが平成 15 年 9 月末より鶴岡市の市街地において開始された。

増速に対するニーズは、技術革新及び社会情勢の変化に伴い常に向上している。

総務省の情報通信懇談会が平成 15 年 7 月に出した「21 世紀におけるインターネット政策の在り方」の第 3 次中間答申によれば、条件不利地域等における地方公共団体においても地域公共ネットワークが確実に進むように、無線と光ファイバーの組合せなど新たな効率的な整備手法を提示することが必要であり、モデル事業として地域公共ネットワークを活用した加入者系光ファイバー網の整備を引き続き支援していくことが重要であるとしている。

3) テレビ難視聴地域

【展開方策】

地上テレビジョン放送のデジタル化に関する情報を収集し、必要な対策を実施する。

【現状】

市街地において中高層建築物等による都市難視、中山間地域及び海岸地域等における辺地難視の地域が存在するが、共同受信設備の設置やケーブルテレビによりテレビ放送をまったく視聴できない地域はない。ただし共同受信設備設置後に開局した民間放送が受信できない一部地域がある。

国では民放テレビ放送が一波も良好に受信できない地域において、その解消を図るための設備を整備する市町村等に対して所要経費を補助する民放テレビ難視聴解消施設整備事業を実施している。また、朝日村ではテレビジョン放送共同受信設備設置補助金交付要綱を定め、村独自の支援を行っている。

現在、地上テレビジョン放送のデジタル化が進められており、平成 15 年 12 月には三大都市圏で放送が開始され、平成 23 年 7 月にアナログ放送が終了する予定になっている。

「デジタル放送推進のための行動計画（第 3 次）」において、地方公共団体は広報番組での利活用の他、地域情報のデジタル化と素材データの多目的利用など、電子自治体の推進における地上デジタル放送の積極的な活用を進めることと、地上放送のデジタル化について住民への周知等への協力を行うことになっている。

このほか、現在自治体に関わるアナログ放送設備（個別、共同受信、CATV）をデジタル化に対応したものにする必要がある。また、デジタル放送ではアナログ放送とは難視地域が異なる可能性が高く、共同受信のために組織している組合の加入者が変更することなどが予想される。

3. 地域情報化の推進

1) 情報化計画の策定

【展開方策】

合併後できるだけ早期に、新市の情報化推進計画を策定することが望ましい。

【現状】

- ・各自治体の策定状況は以下のとおりとなっている。

●策定済

名称	策定日	計画期間
朝日村情報化推進計画	平成 11 年 3 月	
藤島町地域情報化計画	平成 13 年 12 月	H13～17
鶴岡市情報化推進計画	平成 14 年 3 月	H14～18

●策定中

自治体名	策定予定日	計画期間
羽黒町	平成 15 年度末 (目標)	H16～20 (案)

●未策定

自治体名	備考
櫛引町	振興計画に登載
三川町	
温海町	

- ・また、策定されている計画の趣旨や項目など内容に大きな差異がある。
- ・国では平成 12 年 8 月に定めた「IT 革命に対応した地方公共団体における情報化施策等の推進に関する指針」において、「地域の実情に応じて、従来の行政情報化計画や地域情報化計画を融合した総合的な情報化推進計画を策定することが望ましく、この計画に従って施策の計画的な推進に努める必要がある。」としている。

2) IT 講習等の開催

【展開方策】

合併前に主催者の意向を把握し、同一主催者の類似講座については調整を図り合併後に開催する。

【現状】

- ・ パソコンやインターネットなどに関する基本技能を習得する講座など、情報通信技術（I T）に関連する講習等が三川町を除く各自治体で実施されている。
- ・ 類似の講座で時間数及び受講料が異なる場合がある。

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	商 工 部 会	分 科 会 名		大項目	商 工	中項目	工業振興	小項目	企業誘致	細項目	企業立地優遇制度
管理番号	50 - 6 -			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	独自の企業立地助成制度	事業場設置奨励制度	独自の企業立地助成制度	企業誘致奨励補助金制度	独自の企業立地助成制度	独自の企業立地助成制度	独自の企業立地助成制度	1、合併まで
根拠法令等	鶴岡市中小企業振興条例第5条	藤島町事業場設置奨励条例	羽黒町企業誘致及び地場産業奨励条例		三川町事業場設置振興条例	朝日村企業誘致条例	温海町事業場設置奨励条例	2、経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	3、当面従来通り
事業概要	本市への工業等の導入を促進するため、 (1) 農工団地以外の、都市計画法第8条第1項に規定する工業地域、工業専用地域及び工場立地法第2条に規定する工場適地等に工業、ガス供給業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業の用に供する施設及びこれらに付帯する施設等を新設又は増設した中小企業者 (2) 鶴岡市農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例に基づく課税免除の適用除外の工業等の事業場に対して投下固	本町産業の振興を図るため。 【奨励事業所の指定基準】 (1) 製造業の用に供する事業場を新設する場合 ① 償却資産と土地の取得及び整地に要する費用の合計が3,000万円を超える。 ② 常時使用する従業員が30人を超える。 ③ 3事業所以上のものが共同で設置する。 (2) 製造業の用に供する事業場を増設する場合	本町への工業等の導入を促進するため、 (1) 羽黒町農村地域工業等導入地区固定資産税課税免除条例に基づく課税免除の適用除外の工業等の事業場指定基準 ①工場等の新設・移転 常用労働者20人以上 投下固定資産の総額2,000万円以上 ②地場産業として生産又は加工を主とする事業所 2戸以上で組織する組合又は法人 投下固定資産の総額1,000万円以上 ③2以上の小売業者が法人組織により、床面積	1)目的 櫛引町工業団地への優良企業の誘致を進め、工業の振興と労働事情の改善に資する。 2)概要 ・要件 ①事業場の新設…従業員5人以上+投下固定資産30,000千円以上 ②既設事業場の拡充…従業員5人以上+投下固定資産30,000千円以上 ・奨励内容 ①の場合…固定資産税相当額3年の奨励金支給	目 的 企業誘致を図り、産業の振興を図る。 対象者 工業、商業、鉱業等の生産及び販売を行う事業場 (1) 新設の場合は、常時従業員が10人以上で、新設に要する投下資産の総額が2000万円以上の事業場。 (2) 既設で拡充の場合は、常時従業員が10人以上で、拡充による投下資産の総額が1000万円以上の事業場。 事業概要 交付金の交付と必要な交付金は、当該年度に	本村への工業等の導入を促進するため、 (1) 奨励事業場等の指定を受けたものが (2) 事業場等を新たに取得した年度の翌年度から3年間、各年度に奨励事業者に課税された固定資産税の納税額のうち奨励事業場等の土地、建物及び償却資産に対して課税された額に相当する額を限度として予算の範囲内で交付する。ただし、第3条第2号に該当する奨励事業場等を設置する奨励事業者については、当該事業場等を増設拡充した年度の翌	本町の区域内における事業場の新設及び増設を促進する。 町長の指定を受けた次に該当する事業所 (1)・常時使用する従業員数が20名以上の事業場を新設(移転を含む。以下同じ。)する場合 (2)・投下固定資産総額が2,000万円以上の事業場を新設する場合 (3)・事業場の増設に係る投下固定資産総額が1,500万円以上の場合 事業概要 指定の対象となった事業場(以下「指	①既に助成している企業への残年分の助成は継続するが、合併後の立地については統一基準を設定し、全市適用。 ・指定地域：農工団地以外の工業団地、工業地域、工業専用地域、工場適地 ・業種：商業を除外 ・助成内容：固定資産税相当額の全額・3年 ②用地取得助成、雇用促進助成は廃止

	定資産税額が新設3,000万円以上、増設2,000万円以上の場合は、固定資産税額の100分の50(増設にあっては100分の25)以内を3か年度にわたり助成する。ただし、工業等の事業場の新設又は増設で、工事に着手した日から2年以内に完了し操業を開始したものに限り、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業については、操業開始時に15人を超える新規雇用があった場合とする。	新たに取得した償却資産が1,500万円を超え、かつ、常時使用する従業員が20人以上増加する。 【奨励金の交付】 奨励事業所に指定された年度から3年間の固定資産税相当額を限度として、固定資産税を納付した翌年度に奨励金を交付する。 【便宜の供与】 奨励事業者に対して、用地の取得、労務の充足、公共施設の整備等について援助する。	66 m²以上の耐火構造による店舗を設置したとき ④既設の工場等の拡充 ⑤新たに投下した固定資産総額 1,500万円以上 奨励金の交付 ①交付期間 3年以内 ②当該年度に係る町税のうち、固定資産税に相当する額を限度とする。 ③用地取得助成金は一回限り。 (当該用地取得価格100分の20、1企業につき1,000万円限度)	②の場合…固定資産税相当額の1年の奨励金支給	係る町税(固定資産税)相当額とし、拡充については、拡充分に相当する町税(固定資産税)の50%を限度として予算の範囲内。 交付期間は、町税を課する年度から3年間。	年度に限り、当該奨励事業者に課税された固定資産税の納税額のうち当該増設拡充した土地、建物及び償却資産に対して課税された額に相当する額を限度として予算の範囲内で交付する。 (3) 事業場等用地取得補助金は、事業場等の新設又は移設のために1,000平方メートル以上の土地を新たに取得した場合又は事業場等の増設拡充のために500平方メートル以上の土地を新たに取得した場合に、当該土地の取得価額に100分の20を乗じて得た額と1,000万円のいずれか低い方の額を交付する。 (4) 雇用促進補助金は、別表に定める基準に従って交付する。ただし、国及び他の地方公共団体が行う雇用促進奨励のための補助金等の交付を受けることができる場合には、別表に定める補助金の額から当該交付を受けた雇用促進奨励のための補助金等の額を除いた額を交付する。	定事業場」という。)に係る当該年度の固定資産税相当額(第5条第3号に該当して指定を受けた場合は、増設部分に係る固定資産税相当額)を限度として交付する。	業務上の課題 各市町村の助成制度に違いがある。
負担割合 (国・県・その他)								備考
13年度決算額	1,024千円	4,634千円	237千円	847千円	0千円		0千円	
14年度予算額	1,500千円	1,888千円	237千円	2,544千円	300千円		533千円	

行政現況調査票 項目個表

様式 3

専門部会名	商 工 部 会	分 科 会 名		大項目	商 工	中項目	商業振興	小項目	金融対策	細項目	金融対策
管理番号	50 ― 22 ―			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	金融対策事業	金融対策事業	金融対策事業	金融対策事業	金融対策事業	金融対策事業	金融対策事業	
根拠法令等	中小企業振興条例・補助金等に関する規則等	藤島町補助金等の適正化に関する規則	各資金の制度要綱					1、合併まで
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	2、経過措置 ☐ 3年以内 ☐ 5年以内 ☐ 5年超
事業概要	(1) 市制度融資及び利子補給 別紙1のとおり (2)保証料補給 別紙2のとおり なお、H15.04.01からの保証料引上げについて、既補給資金に係る分は、全て補填することに対応 (3)その他の貸付金 ①商工中金貸付金― 庄内商工中金会加盟の本市中小企業を支援するため、商工中金酒田支店に毎年40,000千円を貸付けしている。貸付利率は14年度0.03% ②産業立地支援資金― 県制度の規定に基づき原資協調を行っており、貸付額の1／5.9の原資を保証協会に預託している。 (4)出捐金 保証協会へ残高割・事業所数割を基礎とし支出している。14年度4,230千円 (5)金融相談及び情報収集 中小企業や金融機関からの金融相談に対応するとともに、金融関係の情報収集を新聞・情報誌等により行う。	(1)利子補給制度 ①藤島町経営安定対策資金利子補給制度 → 別紙一覧表(1)参照 ②藤島町中小企業緊急支援利子補給 → 別紙一覧表(1)参照 (2)保証料補給 別紙一覧表(2)参照 (3)出捐金 保証協会へ残高割・事業所数割を基礎とし支出している。14年度360千円	中小企業が円滑且つ有利な条件で資金調達を行えるように必要資金の金融機関への預託や資金借入者に対して利子補給を行い、商工業振興に資する。 (1) 保証料補給 (2) 出捐金 保証協会へ残高割・事業所数割を基礎とし支出している。 (3) 金融相談及び情報収集 中小企業や金融機関からの金融相談に対応するとともに、金融関係の情報収集を新聞・情報誌等により行う。	・目的 中小企業事業者の資金調達を支援するため、資金預託や利子補給を行い、商工業の振興に資する。 ・対象者 山形県信用保証協会 ・事業 ①保証料補給、②原資貸付、③山形県信用保証協会出捐金交付 ・期間 通年	(1) 保証料補給 H13 債務残高 262,755,249円 補給額 896,744円 H14 債務残高 (12月末) 406,969,531円 補給額（見込） 1,620,000円 (2) 山形県信用保証協会出捐金 H13 260千円 H14 240千円	①朝日村商工会工業振興短期小口融資資金 貸付金額は一会員につき200万円以内で、貸付期間は1年以内とする。 13年度決算 0千円 14年度予算 0千円 ②保証料補給 山形県信用保証協会信用保証料の一部を村が負担 13年度決算 2,273千円 14年度予算 1,500千円 ③山形県信用保証協会へ 13年度決算 120千円 14年度予算 140千円	商工業者の経営安定の支援策として、利子補給、保証料の補給を行う。 事業概要 ○温海町商工業者特別支援利子補給補助金 商工業者の経営安定の支援策として、金融機関から新たに運転資金及び設備資金として融資を受けた事業者に対して3ヵ年1.0%の利子補給を行う。 H14 500千円 ※H13 町緊急経営安定対策資金利子補給補助金 9,860千円 ○保証料補給 山形県信用保証協会信用保証料の一部を町が負担 H13 5,044千円 H14 5,500千円 ○出捐金 山形県信用保証協会へ H13 450千円 H14 440千円	3、当面従来通り (内容) 鶴岡市の例を基本に統一し、全市適用
								業務上の課題 各市町村の事業内容に違いがある
負担割合 (国・県・その他)	―	―	―	町100%				業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
	13年度決算額	915,873千円	20,366千円	8,742千円	10,847千円	1,157千円	2,393千円	15,354千円
	14年度予算額	886,949千円	22,688千円	2,434千円	10,758千円	1,440千円	1,640千円	6,440千円

資金名	融資対象者	資金使途	貸付限度額	貸付期間	貸付利率	保証料の負担	預託率
中小企業 長期安定 資金Ⅱ	申込前3ヶ月(建設業等は6ヶ月)の総売上額又は売上総利益が、前年又は前々年の同期に比べ10%以上減少しており、経営の安定に支障がある中小企業者で市内に事業所を有し、1年以上の事業実績があり、市税を完納している者 ◎利子補給制度 支払金利の1/2(2%が限度)を1年間利子補給	運転資金	2,000万円 (ただし1,000万円を超える部分の利用は1事業者1回限り)	10年以内 (据置2年以内) ※保証協会利用の場合は1年以内	年1.05% (ただし長期プライムレートマイナス0.5%の変動金利)	市 1.0% 借入者 無し	融資額の1/3. (10万円未満切捨)
中小企業 活性化推進 支援資金	1号資金 本市に事業所を有し、市税を完納している中小企業者で、経営環境等の変化に対応し、企業経営の活性化を図るために次に掲げる事業を行う者 ○新たな製品の開発や製造を行う場合 ○取扱品目の拡大等による新たな商品・サービス(単なる同一品目の新商品や他の製造者の商品である場合を除く)の提供を行う場合	設備資金 運転資金	2,000万円 (ただし運転資金は1,000万円が限度、2号資金は保証協会の保証額が限度)	設備資金 10年以内 運転資金 5年以内 (据置2年以内) ※保証協会利用の場合は1年以内	年1.55% (ただし貸付時の長期プライムレートで固定金利) 又は 年1.05% (ただし長期プライムレートマイナス0.5%の変動金利)の何れか	市 1.0% 借入者 無し	融資額の1/3. (10万円未満切捨)
	2号資金 保証協会の創業関連保証を利用する創業者等(創業者又は創業後5年以内の者)であって、市が定める業種(福祉・環境・情報通信・新たな技術を開発したり利用する製造業に関連するもの)に該当する中小企業者			設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 (据置1年以内)		市 0% 借入者 0.34%	融資額の1/5. (10万円未満切捨)
小売店舗新 改装等資金	市内に事業所を有し、1年以上の営業実績があり、市税を完納している小売業者、又はサービス業者(理・美容・写真・旅館)で店舗の新築、増・改装、改装を行う者。ただし、市街地の商店街が所在する区域(概ね錦町、末広町、日吉町、山王町、本町、昭和町、神明町、家中新町、みどり町、新海町、大山二丁目の一部が該当：詳しくは商工課に問い合わせ下さい)において店舗の整備を行う場合は、駐車場の整備も対象とする。(店舗整備費等[出店保証金も可]の80%相当額が対象となります。備品・装置・土地は対象外です。ただし、商店街が所在する区域における整備のときは、土地も対象[土地のみ取得は不可]とします。) ◎利子補給制度 支払金利の{※2.2%}を超える部分の2%を限度に3年間利子補給を行う(補給する際の基準となる{※}を半期毎に見直す：4/1～9/30にかかる補給時の{※}は4/1、10/1～3/31にかかる補給時の{※}は10/1、の各時点における長期プライムレート+0.5%とする) ○市街地の商店街が所在する区域における整備の場合、利子補給期間は5年間、{※}は長期プライムレートになります。 (注)据置期間中は利子補給が実施されません。元金償還が始まってからです。	設備資金	2,000万円 (市街地の商店街所在区域における整備のときは、別枠として土地分が2,000万円まであり)	15年以内 (据置2年以内)	保証付融資の基準レート 年4.075%以下 (7年超) 年3.875%以下 (1年超7年以下)	市 1.0% 借入者 無し	なし
中小企業 近代化資金	本市に事業所を有し、市税を完納している事業協同組合及び商店街振興組合等の中小企業団体が行う集団化、店舗共同化等の高度化事業等 ◎利子補給制度 年利4%を限度に支払金利を3年間補給	設備資金	2,000万円	10年以内	保証付融資の基準レート 年4.075%以下 (7年超) 年3.875%以下 (1年超7年以下)	市 0.66% 借入者 0.34%	なし
中小企業 振興資金	本市に事業所を有し、6カ月以上同一事業を営み市税を完納している中小企業者 ◎利子補給制度 年利5%を越えたものに対して4%を限度に支払金利を3年間補給	設備資金 運転資金 公害防止資金	300万円 (公害防止資金は500万円)	設備資金 7年 運転資金 5年 公害防止資金10年 (公害資金1年据置)	保証付融資の基準レート 年4.075%以下 (7年超) 年3.875%以下 (1年超7年以下)	市 1.0% 借入者 無し	なし
人手不足 支援資金 (H8年度で 新規取扱停止)	本市に事業所を有し、1年以上同一事業を営み市税を完納している中小企業者 人手不足対策としての福利厚生施設や省力化機械の設置、労働環境向上のための工場・事務所等の新增改装、工場の緑化等を行う場合	設備資金	1,500万円	10年以内 (据置1年以内)	年1.55% (ただし貸付時の長期プライムレートで固定金利)	市 0.5% 借入者 0.5%	融資額の1/3. (10万円未満切捨)
中小企業 長期安定資金 (H10年度で 新規取扱終了)	本市に事業所を有し、3年以上同一事業を営み市税を完納している中小企業者 本資金の導入によって、経営基盤の安定と発展が期待されること	運転資金	3,000万円	3年超10年以内 (据置期間含む)	保証付融資の基準レート 年4.075%以下 (7年超) 年3.875%以下 (1年超7年以下)	市 0.66% 借入者 0.34%	なし

鶴岡市保証料補給状況

別紙2

(単位:円)

区	分	小 額 融 資 保 証 制 度	鶴岡市中小企業 長期安定資金	鶴岡市中小企業 長期安定資金Ⅱ	鶴岡市中小企業 振 興 資 金	鶴岡市中小企業 近代化資金	鶴岡市小売店舗 新改装等資金	鶴岡市中小企業 活性化推進支援資金	鶴岡市人手不足 支 援 資 金	小 計
平成13年03月末保証残高		2,522,067,851	446,064,552	1,278,355,798	1,825,685	0	384,209,397	63,718,892	51,460,200	4,747,702,375
(H13.04～H13.09) 新規		725,840,000	0	148,250,000	0	0	0	45,000,000	0	919,090,000
(H13.04～H13.09) 償還		758,880,273	98,273,551	174,569,857	607,436	0	20,504,793	10,298,155	9,141,264	1,072,275,329
平成13年09月末保証残高		2,489,027,578	347,791,001	1,252,035,941	1,218,249	0	363,704,604	98,420,737	42,318,936	4,594,517,046
(H13.10～H14.03) 新規		652,060,000	0	265,300,000	3,000,000	0	0	0	0	920,360,000
(H13.10～H14.03) 償還		620,335,874	91,856,619	153,460,768	555,156	0	20,091,505	11,149,537	10,013,174	907,462,633
平成14年03月末保証残高		2,520,751,704	255,934,382	1,363,875,173	3,663,093	0	343,613,099	87,271,200	32,305,762	4,607,414,413
平成13年度保証料補給率(%)		0.34	0.34	1.00	0.68	0.34	0.68	1.00	0.50	-
平成13年度保証料補給額		7,657,658	1,183,171	12,284,747	15,167	0	2,459,384	837,326	208,591	24,646,044
(H14.04～H14.09) 新規		628,323,043	0	114,600,000	0	0	6,000,000	0	0	748,923,043
(H14.04～H14.09) 償還		735,130,295	62,038,271	199,316,549	643,981	0	20,872,103	9,271,223	6,190,665	1,033,463,087
平成14年09月末保証残高		2,413,944,452	193,896,111	1,279,158,624	3,019,112	0	328,740,996	77,999,977	26,115,097	4,322,874,369
(H14.10～H15.03) 新規見込		659,300,000	0	300,000,000	0	0	0	20,000,000	0	979,300,000
(H14.10～H15.03) 償還見込		698,065,077	49,099,301	225,461,285	439,117	0	21,096,258	10,037,705	4,894,660	1,009,093,403
平成15年03月末保証残高見込		2,375,179,375	144,796,810	1,353,697,339	2,579,995	0	307,644,738	87,962,272	21,220,437	4,293,080,966
平成14年度保証料補給率(%)		0.50	0.66	1.00	1.00	0.66	1.00	1.00	0.50	-
平成14年度保証料予算額		11,736,206	1,327,130	12,863,247	30,096	0	3,310,429	877,288	134,336	30,278,732
区	分	季 節 資 金 保 証 制 度	旧倒産関連資金 保 証 制 度	果公害防止施設 整備資金保証制度	近代化資金 果振興資金等	近代化資金 設備近代化	長期安定保証 第1項1/2適用	長期安定保証 第1項全適用	長期安定資金保証 第2項果振興資金	合 計
平成13年03月末保証残高		858,430,000	265,101,345	13,161,000	2,966,528,591	8,040,000	306,202,988	5,913,551,405	1,084,707,000	16,163,424,704
(H13.04～H13.09) 新規		953,960,000	19,000,000	0	397,000,000	0	0	0	260,500,000	2,549,550,000
(H13.04～H13.09) 償還		1,016,146,000	68,000,457	702,000	237,465,121	804,000	48,639,133	675,383,362	196,150,000	3,315,565,402
平成13年09月末保証残高		796,244,000	216,100,888	12,459,000	3,163,287,470	7,236,000	257,563,855	5,243,496,028	1,149,057,000	15,439,961,287
(H13.10～H14.03) 新規		1,368,700,000	60,000,000	0	426,380,000	0	0	0	250,000,000	3,025,440,000
(H13.10～H14.03) 償還		1,099,984,000	59,284,337	702,000	132,191,778	804,000	45,991,043	567,720,477	254,178,000	3,068,318,268
平成14年03月末保証残高		1,064,960,000	216,816,551	11,757,000	3,457,475,692	6,432,000	211,572,812	4,675,775,551	1,144,879,000	15,397,083,019
平成13年度保証料補給率(%)		0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.68	0.34	-
平成13年度保証料補給額		2,939,123	763,982	42,123	10,421,179	24,600	883,697	33,513,899	3,609,826	76,844,473
(H14.04～H14.09) 新規		1,421,600,000	3,000,000	0	911,337,000	0	0	0	365,000,000	3,449,860,043
(H14.04～H14.09) 償還		1,293,297,000	37,922,382	819,000	384,776,692	804,000	36,611,437	571,836,557	275,961,000	3,635,491,155
平成14年09月末保証残高		1,193,263,000	181,894,169	10,938,000	3,984,036,000	5,628,000	174,961,375	4,103,938,994	1,233,918,000	15,211,451,907
(H14.10～H15.03) 新規見込		1,437,000,000	32,400,000	0	802,600,000	0	0	0	316,700,000	3,568,000,000
(H14.10～H15.03) 償還見込		1,232,539,715	50,061,460	665,033	310,181,082	712,275	31,373,644	500,161,059	273,021,585	3,407,809,256
平成15年03月末保証残高見込		1,397,723,285	164,232,709	10,272,967	4,476,454,918	4,915,725	143,587,731	3,603,777,935	1,277,596,415	15,371,642,651
平成14年度保証料補給率(%)		0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.34	0.68	0.34	-
平成14年度保証料予算額		3,863,785	640,328	37,201	13,394,119	19,132	601,841	26,935,215	4,034,536	79,804,889

藤島町金融対策事業別紙一覧表

(1) 利子補給制度

制 度 名	藤島町経営安定対策資金利子補給制度	藤島町中小企業緊急支援利子補給
摘 要 年 度	H12-H13	H14
対 象 者	1年以上引き続いて町内に事業所を有し、かつ事業実績を有するもので、経済変動等により最近3ヶ月の売上高が前年同期に比べ10%以上減少し、経営に支障を生じている事業所	1年以上引き続いて町内に事業所を有し、かつ事業実績を有するもので、経済変動等により最近3箇月の売上高又は売上総利益が、過去3年間の同期のいずれかに比べ10%以上減少し、経営に支障を生じている事業所
対 象 資 金	利用対象資金は、山形県商工業振興資金の小規模企業資金、経営安定資金並びに政府系金融公庫及び一般市中金融機関の資金とする。資金の使途は、運転資金とする。利子補給の対象とする借入額は、3,000万円を限度とする(新規資金のみ)	利用対象資金は、山形県商工業振興資金の小規模企業資金、経営安定資金並びに政府系金融公庫及び一般市中金融機関の資金とする。資金の使途は、運転資金とする。利子補給の対象とする借入額は、3,000万円を限度とする(H12.H13既存及び新規資金)
補 給 期 間	1年6か月以内	12ヶ月以内
補 給 率	借入対応金額の年3%以内	借入対応金額の年3%以内
実 績	平成13年度決算 4,603,142円 平成14年度見込 860,819円	平成14年度見込 2,356,625円

(2) 保証協会保証料補給

	小額融資 (無担保)	小額融資	近代化 (無担保)	近代化	倒産関連 (無担保)	倒産関連	季節資金 (無担保)	季節資金	長期安定資金 保証第1項 (2000万)	長期安定資金 保証1項 (無担保)	長期安定資金 保証第2項	合 計
H13.03末残高	177,027,741	131,573,892	0	80,518,000	0	0	90,250,000	10,000,000	146,197,274	15,438,000	3,000,000	654,004,907
H12補給金	512,809	391,718	0	322,021	0	13,955	202,108	26,912	527,643	88,332	12,234	2,097,732
H13.09末残高	123,224,501	181,517,784	0	62,322,000	0	0	0	134,000,000	137,065,489	13,274,000	71,924,000	723,327,774
半期計	215,996	253,172	0	117,988	0	0	41,475	108,542	240,548	20,471	34,202	1,032,394
H14.03末残高	98,328,497	183,674,876	0	123,506,000	0	0	0	210,700,000	157,440,149	7,750,000	69,896,000	851,295,522
半期計	159,591	328,570	0	149,238	0	0	0	331,569	267,010	14,511	120,544	1,371,033
年度計	375,587	581,742	0	267,226	0	0	41,475	440,111	507,558	34,982	154,746	2,403,427
H14.09末残高	62,757,137	193,981,618	0	115,345,000	0	0	0	246,800,000	145,813,006	6,000,000	66,488,000	837,184,761
半期計	180,822	484,580	0	203,792	0	0	0	364,293	257,788	9,935	116,705	1,617,915

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	商 工 部 会	分 科 会 名		大項目	商 工	中項目	商業振興	小項目	一般振興	細項目	商工会補助
管理番号	50 ― 24 ―			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	商工会補助事業	商工会補助事業	商工会補助事業	商工会補助事業	商工会補助事業	商工会補助事業	商工会補助事業	1、合併まで
根拠法令等	事務事業名根拠法令等	藤島町商工業費補助金交付規程		櫛引町補助金交付規則		朝日村商工経営指導事業補助金交付要綱	温海町商工会振興費補助金交付規程	2、経過措置 ☐ 3年以内 ☒ 5年以内 ☐ 5年超
事業主体	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	3、当面従来通り (内容) ①3～5年、現状どおり ②運営補助金については統一基準を設定。 事業補助についてはメニュー化。
事業概要	大山商工会補助金 ・運営補助金 商工会の運営に対して補助金を交付する。 ＜H13. 3,000千円、 H14. 3,000千円 市単. 定額＞ 鶴岡商工会議所 中小企業相談所補助金 ・運営補助金 ＜H13. 6,400千円、 H14. 6,400千円 市単. 定額＞	商工会の育成・強化を図り産業振興に資する。 1 商工会の人件費に対して補助 ① 経営指導員2名、補助員1名及び記帳専任職員、計4名の人件費の25% ② 嘱託職員の人件費の50% 2 年度ごと特別な事業があれば、別途補助金を交付する。	羽黒町商工会補助 商工会の育成・強化を図り産業振興に資する。 商工会への運営補助 ＜H13. 4,500千円、 H14. 4,000千円。 町単. 定額＞ ① 域振興活性化補助金 ＜H13. 2,350千円、 H14. 700千円＞ 羽黒山石段マラソン全国大会、門前市 (H13 は国 1/2、町 1/2 補助 H14 は町単補助) ① 商工業元気が出る支援事業 ＜H13. 0千円、 H14. 300千円＞	・目的 櫛引町商工会の活動を支援するため、指導職員設置費用、指導事業、その他参加組織活動に対し助成を行う。 ・対象者 櫛引町商工会 ・事業及び事業費 ①商工業小規模経営事業支援事業費補助(13年度)4,851千円(14年度)4,851千円 ②地域活性化事業補助(13年度)150千円(14年度)100千円 ③広域経営改善普及事業補助(13年度)40千円(14年度)60千円 ④若手後継者等育成事業補助(13年度)300千円(14年度)300千円	三川町商工会事業費補助金 H13. 4,100千円。 H14. 4,100千円 「定額補助」	朝日村商工会への補助事業 ① 経営改善普及事業指導事業費 補助金額 1,187千円(13年度実績) 1,374千円(14年度予算) ② 経営改善普及指導員設置費 補助金額 4,433千円(13年度実績) 3,839千円(14年度予算) ③ 地域総合振興費 ＜内訳＞ ★インターネット活用情報交流事業 50千円(13年度実績) 0千円(14年度予算) ★六十里街道観光開発事業 10千円(13年度実績) 150千円(14年度予算) ★青年部活動助成 81千円(13年度実績) 87千円(14年度予算) ★女性部活動助成 72千円(13年度実績) 50千円(14年度予算)	○商工会振興費補助金 温海町商工会が行う経営改善普及事業の実施に必要な経費に対し補助 総事業費から県補助金を控除し、その額に対する8/10以内の額 H13 7,000千円 H14 7,000千円 ○商工会事業補助金 ①地元買物運動支援事業 地元商店での消費拡大を目的としたプレミアム付商品券の発行事業に補助 商品券発行総額1,000万円のプレミアム分100万円(10%)に対し町及び商工会が実績に応じ、1/2づつ補助。 H13 380千円 H14 500千円 ②地域振興活性化事業 町内周遊観光バス「赤かぶくん」の運行事業に補助 夏休み期間限定での運行 (H147月19日～9月1日) 国(東北経済産業局) 1,000千円 町 1,000千円 (H12～H143ヵ年事業)	業務上の課題 各市町村の補助内容に違いがある。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合 (国・県・その他)	―	―	―	町100%	―	―	(50・0・50)	備考
13年度決算額	9,400千円	8,178千円	6,850千円	5,341千円	4,100千円	5,833千円	9,380千円	
14年度予算額	9,400千円	7,942千円	5,000千円	5,311千円	4,100千円	5,500千円	9,500千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	商 工 部 会	分 科 会 名		大項目	商 工	中項目	労働・雇用・ 人材開発	小項目	労働福祉	細項目	労働福祉対 策
管理番号	50 - 27 -			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況								具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町		
事務事業名	勤労者融資事業	勤労者融資事業	勤労者融資事業	勤労者融資事業	勤労者融資事業	勤労者融資事業	勤労者融資事業	勤労者融資事業	1、合併まで 2、経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り (内容) 融資済のものについては継続するが、合併後の融資については鶴岡市の例を基本に保証料補給等を統一し、全市適用。
根拠法令等	鶴岡市勤労者生活安定資金融資要綱	藤島町勤労者生活安定資金融資要綱	羽黒町勤労者生活安定資金融資要綱		三川町勤労者生活安定資金融資要綱		温海町勤労者生活安定資金融資要綱		
事業主体	労働金庫、労働者信用基金協会	労働金庫、労働者信用基金協会	労働金庫、労働者信用基金協会	労働金庫、労働者信用基金協会	労働金庫、労働者信用基金協会	労働金庫、労働者信用基金協会	労働金庫、労働者信用基金協会		
事業概要	(単位：千円)								
	制度名	項目	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町
	労働金庫 (生活安定資金)	預託金額	43,000	10,000	14,000	10,000	3,500	3,500	8,000
		貸付限度額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,000	1,500	1,500
		貸付金利限度	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
		貸付期間	7年	7年	7年	7年	7年	7年	7年
	山形労信協 (保証料補給)	預託金額	10,000	5,000	5,000	5,000	3,000	3,000	5,000
		補給割合	1/2	1/2	1/2	生活安定資金全額 その他 1/2	1/2	1/2	全額
		補給期間	5年	5年	5年	5年	5年	5年	全期間
		13年度決算	2,172	172	243		273	63	344
		14年度予算	2,350	220	285	290	400	95	400
	負担割合 (国・県・その他)								
13年度決算額									
14年度予算額									

行政現況調査票 項目個表

様式 3

専門部会名	商 工 部 会	分 科 会 名		大項目	商 工	中項目	労働・雇用・ 人材開発	小項目	雇用対策	細項目	雇用対策
管理番号	50 - 32 -			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	雇用対策事業	雇用対策事業	雇用対策事業	雇用対策事業	雇用対策事業	雇用対策事業	雇用対策事業	1、合併まで 2、経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り (内容) ・就業相談員の配置等による未就職者支援 ・ビジネス外国語講座等による既就職者のスキルアップ ・総合就職セミナーの実施等による新規学卒者の就職支援等の人材育成を主体とした雇用対策を推進し、雇用助成は廃止する。 業務上の課題 各市町村の雇用対策の内容に違いがある。 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
根拠法令等	鶴岡地区雇用対策協議会会則 鶴岡市雇用対策本部設置要綱 就業相談員設置要綱	鶴岡地区雇用対策協議会会則 藤島町雇用創出特別助成金実施要綱 山形県緊急地域雇用創出特別基金事業補助金交付要綱	①鶴岡地区雇用対策協議会会則 ②羽黒町労働対策協力員会規則 ③羽黒町雇用対策連絡会議設置要綱	鶴岡地区雇用対策協議会会則		鶴岡地区雇用対策協議会会則	鶴岡地区雇用対策協議会会則	
事業主体	雇用対策協議会事業 ほか鶴岡市	藤島町	○ 鶴岡地区雇用対策協議会 ③ 羽黒町④羽黒町商工会	櫛引町	三川町	雇用対策協議会事業	雇用対策協議会事業 ほか温海町	
事業概要	①鶴岡地区雇用対策協議会(事務局：鶴岡商工会議所内)の諸事業への支援 【主な事業】 新規学卒者求人受理説明会 雇用主と学校との情報交換 Uターン合同面接会 職業観醸成セミナー 就職面談会「ワークチャンス」 ②雇用情報懇談会事業 高校と企業の情報交換会を行うもの(年2回) ③鶴岡市雇用対策本部事務局 【短期的・緊急的雇用創出】 求人要請、緊急地域雇用創出特別基金事業の実施 【離職者の生活支援】 【調査の実施、情報の共有】 ④就業相談員・就業支援相談員設置事業 【就業相談員】 内職の斡旋、求人開拓、能力開発 【就業支援相談員】 一般求職者に対する就職相談、求人開拓ほか	①雇用対策協議会 鶴岡公共職業安定所管内の行政機関、諸団体、事業所との緊密な連携のもとに、労働力の確保並びに雇用の調整を図り、地域産業の発展に寄与する。 ②緊急地域雇用創出特別基金事業 平成16年度までの事業費総額は32,458千円。13年度補正(430千円)及び14年度(11,129千円)で、残りは20,899千円。 ③藤島町雇用創出特別助成金 雇用の創出をはかり、雇用の安定を目的 【助成内容】 対象労働者1人につき20万円 【主な要件】 解雇等された、藤島町に住む60歳未満の離職者を平成15年3月31日までに雇い入れること。 雇い入れの前後6ヶ月間に解雇したことがないこと。 ハローワークの紹介により常用労働者として雇い入れ、6ヶ月以上継続して雇用したもの。 ④在宅ワーク支援事業 内職等を希望する求職者等に対して、相談、求職票の受付及び支庁への進達を行う。	①鶴岡地区雇用対策協議会(事務局：鶴岡商工会議所内)の諸事業への支援 【主な事業】 鶴岡市と同様 ②羽黒町労働対策協力員会事業 羽黒町内の就労情勢を的確に把握し、町民の生活と町内の労働者の福祉向上を図り、労働力に対する諸問題について協議検討する。 年1回開催、 ③羽黒町雇用対策連絡会議 長引く景気の低迷や競争の激化による雇用環境の悪化に対応し、所要の対策を講ずる。 山形県緊急地域雇用創出特別基金事業の窓口(事業費は関係課に配分) 事務局 商工係 ④雇用相談及び企業等実態調査 雇用相談 毎週火曜日 9：00～17：00 場所 羽黒町商工会館 企業訪問 月4回 企業等実態調査報告書作成 情報収集及び研修	櫛引町雇用対策本部設置 緊急地域雇用創出特別基金事業への取り組み 内職斡旋 鶴岡地区雇用対策協議会負担金 13年 71千円 14年 64千円 ⑤ ・新規高卒者の就職の場を拡大するため、三川町内の企業を訪問し、採用について要請する。 ・対象者 町内企業 ・事業概要 企業訪問の実施。 平成14年度、年末を中心にのべ50事業所を訪問し要請を行った。	目的 関係機関と密接な連携を図り、労働力の確保並びに雇用の調整を図る。 対象者 町内在住者 事業概要 ①雇用相談窓口の設置(平成13年11月から当分の間開設) ②鶴岡地区雇用対策協議会との連携 ③緊急地域雇用創出特別基金事業 ＜H13. 515千円 H14. 10,332千円＞ ④新規高卒者の雇用について要請。(企業訪問) (H14. 36事業所訪問)	①鶴岡地区雇用対策協議会に負担金を交付するとともに、協議会の構成員として各事業についての協力をする。 ○鶴岡地雇用対策協議会 負担金の交付、事業の企画・実施への協力 ○雇用確保対策事業補助金 温海町企業連絡協議会が実施する雇用確保対策事業に補助 雇用対策会議、従業員親睦ボウリング大会、懇談会、研修会など ○温海町緊急雇用創出特別助成金制度 事業主の都合により解雇または退職を余儀なくされた離職者を6カ月以上継続して雇用した事業主に対し助成金を交付 1人1回 300千円(短時間労働被保険者は150千円) ○緊急地域雇用創出特別基金事業事業の実施及び担当窓口 ○雇用相談窓口業務 求人情報、在宅ワーク等仕事情報の提供 ○雇用対策関係団体との連携 県雇用対策協会、県心身障害者雇用促進協会、鶴岡公共職業安定所雇用対策推進協議会等		
負担割合(国・県・その他)								備考
13年度決算額	①1,490千円④1,605千円	①71、②430千円	①71千円②24千円	②1,818千円	650千円	71千円	323千円	
14年度予算額	①1,325千円④5,677千円	①64、②11,129、③3,000千円	①64千円②48千円④1,056千円	②11,638千円	10,467千円	64千円	3,115千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	商 工 部 会	分 科 会 名		大項目	商 工	中項目	労働・雇用・ 人材開発	小項目	産業教育	細項目	人材育成
管理番号	50 - 34 -			合併協定項目						ランク	
課題・問題点				調整方針							
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	新規学卒者等就職支援事業						新規学卒者等就職支援事業	1、合併まで 2、経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り (内容) ・就業相談員の配置等による未就職者支援 ・ビジネス外国語講座等による既就職者のスキルアップ ・総合就職セミナーの実施等による新規学卒者の就職支援等の人材育成を主体とした雇用対策を推進し、雇用助成は廃止する。
根拠法令等							温海町未就職高校卒業者雇用助成金交付要綱	
事業主体	鶴岡市							
事業概要	【目的】 高卒就職支援としてOA習得講座、総合就職セミナーを実施、一般求職者を対象にOA習得講座を実施するもの 【対象者】 地域内(鶴岡市及び周辺町)に所在の高校3年生、一般求職者 【内容】 在学者：OA習得講座4講×10日間 総合就職セミナー3講×3日間 一般求職者：OA習得講座4講×10日間 いずれも定員10名 ※OA習得講座については緊急地域雇用創出特別基金事業として実施						就職を希望しながら卒業時において就職未決定で卒業した者の雇用促進を図る。 ○温海町未就職高校卒業者雇用助成金制度 平成15年度より実施予定。 未就職高校卒業者を6カ月以上継続して雇用した事業主に対し助成金を交付 1人1回 150千円	業務上の課題 事業内容に違いがある。
業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門								
負担割合 (国・県・その他)								備考
13年度決算額	2,470千円						0千円	
14年度予算額	2,500千円						0千円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	観光	分 科 会 名	観光	大項目	観光	中項目	観光	小項目	観光振興	細項目	観光振興事業
管理番号	060　　－　　002～044　　－001			合併協定項目						ランク	B
課題・問題点	各市町村で観光振興事業をそれぞれ行っている。			調整方針	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。						
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	観光振興事業 (4月～6月)	観光振興事業 (4月～6月)	観光振興事業 (4月～6月)	観光振興事業 (4月～6月)	観光振興事業 (4月～6月)	観光振興事業 (4月～6月)	観光振興事業 (4月～6月)	1、合併まで 2、経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り (内容)
根拠法令等								
事業主体	鶴岡市、その他	藤島町、その他	羽黒町、その他	櫛引町、その他	三川町、その他	朝日村、その他	温海町、その他	
事業概要	4月 鶴岡桜まつり	5月 ふじの花まつり	4月 蝦夷館桜まつり	4月 くしびき桜まつり	5月 三川町菜の花まつり	5月 タキタロウまつり	6月 ばら園まつり	業務上の課題
	5月 天神まつり		5月 山伏修業体験	野外能楽「水焰の能」 (4月～9月)				
	6月 大山犬まつり		6月 囃司呂丸顕彰俳句大会	6月 櫛引町さくらんぼまつり				業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負担割合 (国・県・その他)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)		備考
13年度決算額	1,000,000 円	2,000,000 円	350,000 円	3,518,000 円	0	0	0	
14年度予算額	1,000,000 円	2,000,000 円	350,000 円	4,558,000 円	0	0	0	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	観光		分 科 会 名		観光		大項目		観光		中項目		観光		小項目		観光振興		細項目		観光振興事業	
管理番号	060 — 002～040 —002						合併協定項目												ランク		B	
課題・問題点	各市町村で観光振興事業をそれぞれ行っている。						調整方針		地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。													
関連項目	一部事務組合等		公共的団体		使用料		手数料		補助金等		付属機関等		電算システム		該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。							

記載事項	現況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	観光振興事業 (7月～9月)	観光振興事業 (7月～9月)	観光振興事業 (7月～9月)	観光振興事業 (7月～9月)	観光振興事業 (7月～9月)	観光振興事業 (7月～9月)	観光振興事業 (7月～9月)	1、合併まで 2、経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り (内容)
根拠法令等								
事業主体	鶴岡市、その他	藤島町、その他	羽黒町、その他	櫛引町、その他	三川町、その他	朝日村、その他	温海町、その他	
事業概要	7月		7月 羽黒山花まつり 月山開山祭	7月 清正公大祭・お逮夜祭		7月 国際バンジーフエスティバル		
	8月 赤川花火大会 荘内大祭	8月 赤川花火大会 ふじしま夏まつり	8月 赤川花火大会 羽黒山八朔祭	8月 赤川花火大会	8月 赤川花火大会 三川町夏まつり	8月 赤川花火大会 成人バンジー	8月 赤川花火大会	業務上の課題
			9月 出羽三山の里フォトコンテスト 奥の細道羽黒山全国俳句大会 事業	9月 フルーツまつり		9月 月山ワインまつり		
負担割合 (国・県・その他)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	備考
13年度決算額	10,000,000 円	2,300,000 円	1,700,000 円	200,000 円	200,000 円	100,000 円	30,000 円	
14年度予算額	10,000,000 円	2,300,000 円	1,700,000 円	200,000 円	200,000 円	100,000 円	30,000 円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	観光	分 科 会 名	観光	大項目	観光	中項目	観光	小項目	観光振興	細項目	観光振興事業
管理番号	060　　－　　002～040　　－005			合併協定項目						ランク	B
課題・問題点	各市町村で観光振興事業をそれぞれ行っている。			調整方針	地域単位で現行のとおり新市に引き継ぐ。補助金は再検討。						
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事 務 事 業 名	観光振興事業 (季節なし)	観光振興事業 (季節なし)	観光振興事業 (季節なし)	観光振興事業 (季節なし)	観光振興事業 (季節なし)	観光振興事業 (季節なし)	観光振興事業 (季節なし)	1、合併まで 2、経過措置 □3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り (内容)
根 拠 法 令 等								
事 業 主 体	鶴岡市、その他	藤島町、その他	羽黒町、その他	櫛引町、その他	三川町、その他	朝日村、その他	温海町、その他	
事 業 概 要	歴史と文化の薫る湯のまち づくり事業				菜の花畑栽培コンクール	朝日村 36 景推進事業 六十里越街道観光開発事 業	温海温泉景観づくり推進 事業 観光フォトコンテスト事 業	
								業務上の課題
								業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
負 担 割 合 (国・県・その他)	(0, 0, 100)				(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	(0, 0, 100)	備考
13年度決算額	400,000 円	0			203,490 円		27,305,000 円	
14年度予算額	410,000 円	0			226,000 円	150,000 円	15,276,000 円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	観光	分 科 会 名		観光	大項目	観光	中項目	観光	小項目	観光振興	細項目	広域観光・都市交流
管理番号	060 — 045 —				合併協定項目						ランク	B
課題・問題点	現在観光連盟会員となっている町村観光協会との調整 官民合同で実施する誘客事業で、各観光協会との事業調整が必要である。				調整方針	合併後、新市として事業の一元化をめざし努力する						
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等		付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	観光キャンペーン事業		観光キャンペーン事業			観光キャンペーン事業	観光キャンペーン事業	1、合併まで 2、経過措置 ■3年以内 □5年以内 □5年超 3、当面従来通り
根拠法令等	鶴岡市補助金等に関する規則							
事業主体	鶴岡市、鶴岡市観光連盟		鶴岡市観光連盟、 羽黒町観光協会			朝日村・朝日村観光協会	温海町観光協会、温海町	
事業概要	- 目的 旅行エージェント、旅行関係機関へ鶴岡市及び周辺地域をも含めた観光情報の紹介、提供を行うとともに、各種物産展でのPR、ラジオや旅行情報誌等の活用により、当地への一層の誘客促進を図る。 - 対象者 旅行エージェント、旅行関係機関、首都圏・仙台圏等の旅行者 - 事業概要 市と観光連盟の共催事業とし、連盟に観光キャンペーン事業補助金を支出し、事業を主体的に進めてもらう。 ○首都圏及び関西圏の旅行エージェント訪問 ○東京だだちゃ豆を食する会への協賛 ○各種物産展での観光PR ○仙台圏等におけるラジオ誘客宣伝 ○旅行情報誌までの紙上キャンペーン - 事業期間 通年		- 目的 旅行エージェント、旅行関係機関へ鶴岡市及び周辺地域をも含めた観光情報の紹介、提供を行うとともに、各種物産展でのPR、ラジオや旅行情報誌等の活用により、当地への一層の誘客促進を図る。 - 対象者 旅行エージェント、旅行関係機関、首都圏・仙台圏等の旅行者 - 事業概要 鶴岡市観光連盟の主体的事業の取り組みに参加 ○首都圏及び関西圏の旅行エージェント訪問 ○観光誘客テレビ番組への協賛 ○各種物産展での観光PR ○マスコミ・メディアの取材対応 町観光協会の支援企画事業 - 事業期間 通年			- 目的 旅行エージェント、旅行関係機関へ朝日村及びイベント等観光情報の紹介、提供を行うとともに、各種物産展でのPR、ラジオや旅行情報誌等の活用により、当地への一層の誘客促進を図る。 - 対象者 旅行エージェント、旅行関係機関、首都圏・仙台圏等の旅行者 - 事業概要 村と観光協会の共催事業とし、各種イベント会場や事業毎にPR等を行う。 ○各種物産展での観光PR ○仙台圏等における広告誘客宣伝 ○旅行情報誌までの紙上PR ○東京・仙台で開催のRVショー出展・PR - 事業期間 通年	- 目的 旅行エージェント、旅行関係機関へ温海町及び周辺地域をも含めた観光情報の紹介、提供を行うとともに、各種物産展でのPRし、温海町への一層の誘客促進を図る。 - 対象者 旅行エージェント、旅行関係機関、首都圏・仙台圏等の旅行者 - 事業概要 温海町と温海町観光協会と温海温泉旅館協同組合の共催事業とし、温海町観光協会に観光キャンペーン事業補助金を支出し、事業を主体的に進めてもらう。 ○首都圏及び仙台圏の旅行エージェント事前訪問・懇談会開催 ○各種物産展での観光PR ○仙台圏キャンペーン当日におけるTV出演による誘客宣伝 - 事業期間 通年	(内容)
負担割合 (国・県・その他)	(0, 0, 100)						(0, 0, 100)	業務上の課題 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門
13年度決算額	7,500,000 円		0				4,427,080 円	
14年度予算額	7,500,000 円		0				4,473,000 円	

行政現況調査票 項目個表

専門部会名	観光	分 科 会 名	観光	大項目	観光	中項目	観光	小項目	観光団体	細項目	観光協会
管理番号	060 — 070 —			合併協定項目						ランク	A
課題・問題点	各市町村ごとに取り組んでおり、補助金を含む業務のあり方に違いがある。			調整方針	当面現行どおりとし、新市において補助金等を含め調整する。						
関連項目	一部事務組合等	公共的団体	使用料	手数料	補助金等	付属機関等	電算システム	該当する付票がある場合は○印を記入の上、付票を作成してください。			

記 載 事 項	現 況							具体的な調整内容
	鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	
事務事業名	鶴岡観光協会	藤島町観光協会	羽黒町観光協会	櫛引町観光協会	三川町観光協会	朝日村観光協会事業	温海町観光協会	1、合併まで 2、経過措置 □3年以内 ■5年以内 □5年超 3、当面従来通り (内容)
根拠法令等	鶴岡市観光団体等 研修事業補助金交付要綱		羽黒町補助金等に関する規則	櫛引町補助金交付規則	三川町観光協会規約			
事業主体		藤島町観光協会	羽黒町観光協会	櫛引町観光協会	三川町観光協会	朝日村観光協会	温海町	
事業概要	・ 目的 鶴岡（旧市域）における観光の開発整備と事業等を行い、もって会員の経済的地位の向上を図るとともに、鶴岡市の交流発展に寄与することを目的とする ・ 対象者 協会会員及び事業参加者 ・ 事業概要 鶴岡桜まつり、鶴岡観光虎の巻の販売、レンタサイクル、観光手形発行、観光ガイドマップ作成、総会、理事会 ・ 事業期間 通年	・ 目的 藤島町における観光事業の振興を図り、地域経済及び文化の向上発展に寄与することを目的に活動している。 ・ 事業概要 ① 「ふじの花まつり」「ふじしま夏まつり（庄内伝統芸能祭）」の実施 ② 町特産品等の宣伝推進 ③ 温泉及び伝統芸能の宣伝推進 ④ 町イベント事業の推進 ⑤ 観光関係団体との連携強化 ・ 事業期間 通年	・ 目的 羽黒町における観光施設の整備拡充をはかり、出羽三山の特殊性を尊重し、誘客宣伝を推進するとともに、町の観光振興に寄与することを目的とする。 ・ 対象者 協会会員及び事業参加者 ・ 事業概要 観光キャンペーン、電子情報による観光宣伝、観光情報誌「しえぼ」の発行、電話等による観光案内、出羽三山の里フォトコンテスト、観光名刺のあっせん、新聞・雑誌等への広告宣伝、観光基盤の整備促進運動（月山公園線・月山登山道・月山トイレ・手向随神門周辺の整備促進、月山八合目混雑緩和、観光看板・トイレ等の管理、携帯電話難聴地域解消など）体験観光支援、いでは観光ガイド支援、観光客アンケート、観光イベント推進支援、観光辞典「かがみ」の販売、観光ポジフィルム貸し出し、観光ガイドマップ作成、総会、理事会、 歴史回廊踏査整備事業実施 ・ 事業期間 通年	・ 目的 櫛引町における観光事業の開発を推進し、観光客の誘致を図り、町民の所得向上に寄与する。 ・ 対象者 櫛引町観光協会 ・ 事業概要 (平成14年度総会資料による。) ①調査研修事業、②観光ガイド養成事業、③広報宣伝事業、④観光事業、⑤受託事業、⑥会議の開催 ・ 事業期間 通年	・ 目的 三川町の特性と資源を活用した観光事業の振興を図るとともに、地域産業及び町民の文化、厚生向上・発展に寄与する。 ・ 対象者 会員で組織する ・ 事業概要 観光に関する調査、開発、宣伝とイベントの実施 おらほの米と味だより（ふるさと便）受注・発送 ・ 事業期間 通年 専任職員 1名	・ 目的 朝日村の観光事業を推進する中核的な役割を果たすと共に、村の産業振興と文化振興、並びにホスピタリティと感性豊かな社会づくりに貢献すること。 ・ 対象者 朝日村観光協会 会員 観光者 村民 ・ 事業概要 朝日村観光協会への補助金交付朝日村観光協会事業への共催（人的応援） 主な活動 バンジ・ジャンプ事業の運営・オリジナルカレンダーの作成・観光資源の開発（かたくり園・朝日村36景等） ・ 事業期間 通年	・ 目的 温海町における観光事業の振興と促進を図り以って温海町の経済・文化・保健の向上に貢献する。 ・ 対象者 協会会員及び事業参加者 - 事業概要 観光客の誘致を図るための宣伝事業、観光客の歓迎・案内・斡旋及び照会、受入体制の改善と観光観念の普及向上、観光施設の整備改善と観光資源の開発改善、関係団体・機関との連絡調整・要望助言・指導、その他目的達成上必要なこと。町内に温泉支部、鼠ヶ関支部、摩耶山支部、温海立岩支部があり、地域に関する事業の執行に当たる。 専任職員 2名	
負担割合(国・県・その他)	(0、0、100)	(0、 0、 100)		(0、 0、 100)	77%	(0、 0、 100)	(0、 0、 100)	業務上の課題 業務の形態 窓口部門・管理部門・施策部門 備考
13年度決算額	200,000 円	5,915,000 円	3,000,000 円	450,000 円	9,500,000 円	2,300,000 円	10,210,000 円	
14年度予算額	200,000 円	6,021,000 円	3,000,000 円	450,000 円	8,500,000 円	2,300,000 円	10,383,000 円	